

平成28年12月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

平成28年12月1日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	選 第 1 号	宮島競艇施行組合議会議員の補欠選挙について	即 決 (一 括)
第 5	議案第 5 2 号	公平委員会委員の選任の同意について	
第 6	議案第 5 3 号	教育委員会委員の任命の同意について	即 決
第 7	議案第 5 4 号	大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務文教付託 (一 括)
第 8	議案第 5 5 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
第 9	議案第 6 1 号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について	
第 1 0	議案第 5 6 号	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について	総務文教付託 (一 括)
第 1 1	議案第 5 7 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
第 1 2	議案第 5 8 号	大竹市税条例等の一部改正について	生活環境付託
第 1 3	議案第 5 9 号	大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第 1 4	議案第 6 0 号	市道路線の認定について	
第 1 5	議案第 6 7 号	市道路線の廃止及び認定について	生活環境付託
第 1 6	議案第 6 2 号	平成28年度大竹市一般会計補正予算（第4号）	総務文教付託 (一 括)
第 1 7	議案第 6 3 号	平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
第 1 8	議案第 6 4 号	平成28年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
第 1 9	議案第 6 5 号	平成28年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）	生活環境付託 (一 括)
第 2 0	議案第 6 6 号	平成28年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	
第 2 1	平成28年陳情第3号	晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等を整備することを求める陳情	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 選 第 1号 (選挙)
- 日程第 5 議案第52号から日程第6 議案第53号 (説明・表決)
- 日程第 7 議案第54号から日程第9 議案第61号 (説明・表決)
- 日程第10 議案第56号から日程第11 議案第57号 (説明・付託)
- 日程第12 議案第58号 (説明・付託)
- 日程第13 議案第59号から日程第15 議案第67号 (説明・付託)
- 日程第16 議案第62号から日程第18 議案第64号 (説明・付託)
- 日程第19 議案第65号から日程20 議案第66号 (説明・付託)
- 日程第21 平成28年陳情第3号 (付託)

○出席議員 (15人)

1番	児 玉 朋 也	2番	末 広 和 基
3番	賀 屋 幸 治	4番	北 地 範 久
5番	西 村 一 啓	6番	和 田 芳 弘
7番	大 井 渉	8番	網 谷 芳 孝
9番	藤 井 馨	10番	山 崎 年 一
11番	日 域 究	12番	細 川 雅 子
13番	寺 岡 公 章	15番	田 中 実 穂
16番	山 本 孝 三		

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入 山 欣 郎
副	市 長	太 田 勲 男
教	育 長	大 石 泰
総	務 部 長	政 岡 修
市 民 生 活 部 長		青 森 浩
健康福祉部長兼福祉事務所長		米 中 和 成
建 設 部 長		坪 浦 伸 泰
上 下 水 道 局 長		平 田 安 希 雄
消 防 長		西 岡 靖
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		吉 岡 和 範
企 画 財 政 課 長		三 原 尚 美
産業振興課長併任農業委員会事務局長		中 川 英 也
自 治 振 興 課 長		吉 原 克 彦

市 民 税 務 課 長
社 会 健 康 課 長
福 祉 課 長
保 険 介 護 課 長
監 理 課 長
土 木 課 長
都 市 計 画 課 長
上 下 水 道 局 業 務 課 長
総 務 学 事 課 長
生 涯 学 習 課 長

豊 原 学
野 島 等
金 子 しのぶ
佐 伯 隆 文
香 川 晶 則
山 本 茂 広
中 司 和 彦
北 林 繁 喜
野 崎 光 弘
橋 村 哲 也

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

福 重 邦 彦
加 藤 豪

会期決定について

平成28年12月大竹市議会定例会（第4回）の会期を、次のとおり定める。	
平成28年12月1日提出	大竹市議会議長 児玉朋也
自 平成28年12月1日	14日間
至 平成28年12月14日	

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
12. 1	木	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（付託） ・陳情上程（付託） ・散会
2	金	(予備日)		
3	土	休 会		
4	日			
5	月		総務文教委員会	付託案件審査 10時～
6	火		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
7	水		基地周辺対策特別委員会 小方地域まちづくり対策特別委員会	10時～
8	木			
9	金			
10	土			
11	日			
12	月			
13	火			
14	水	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・決算特別委員長報告(表決) ・一般議案委員長報告(表決) ・陳情委員長報告(表決) ・閉会

平成28年12月大竹市議会定例会(第4回)

一般質問通告表

- 1 16番 山本孝三 議員
質問方式：一括

核兵器廃絶・核兵器禁止条約締結について

世界の多くの国々・国民が、核兵器の無い平和な社会を願い、核兵器禁止条約締結の実現を求め、国際世論を大きく動かしています。

大竹市民もまた願いは同じだと信じます。

市長の思い、具体的な取り組みについて伺います。

- 2 11番 日域 究 議員
質問方式：一問一答

高齢者が加害者になる「悲惨な交通事故」を防ぐために

昨今の悩ましい問題に高齢者が起こす交通事故があります。高齢になれば運転能力が落ちます。それは十分自覚していながら、一方で車がなければ日々の生活が成り立たない現実との板挟み。そう考えたときに、本市の公共交通はどこまで、その解決に役立っているのでしょうか。ほとんどゼロだと思います。ところが、先の議会の視察で驚いたことがあります。デマンドタクシーです。人口3万人の自治体で4台の車が稼働していました。利用料1回100円でドアからドアまでが好評で昨年の利用者は4万6,000人。検討の価値あります。

下水道受益者負担金とは何ですか。時に金額が変わりますか

都市計画法に基づく受益者負担の制度として、下水道負担金があります。下水道を整備した場合、利便を享受出来るのはその地区民だけですから、他地域とのバランスを取るためにその地区の土地の所有者等に工事費の一定割合を賦課するものです。施工の時代により工事費は異なりますから、本市では第1負担区から第4負担区まで4地域に分けています。最も早く整備した第1負担区は185円/㎡で、直近に整備された第4負担区は333円/㎡となっています。減免制度はありますが、それ以外にこの金額が変わる要素はありますか。

- 3 2番 末広和基 議員
質問方式：一括

新公会計制度導入に向けての固定資産台帳整備・公共施設等総合管理計画の作成業務、現時点の進捗状況とその活用に向けての考え方を伺います

1：地方自治において、固定資産台帳整備と公共施設等管理計画との関連がどのような意味を持っているか。基本的な考え方と我がまちの現状に照らした中で、将来を見据えた場合の具体的な活用方法について伺います。

2：続いて来年度より本格的な複式簿記の取り組みも予定されています。その方針、1：との連携を前提にしたシステム導入や運用・活用に必要な人材育成や仕組みづくりの具体的な方策について伺います。

電子自治体への取り組みの現状と今後の方針について伺います

電子自治体推進計画の策定についての基本的なお考えを伺います。ICTの利活用を意図する事によって、人材育成や業務プロセスの見直しなどの可能性について、現状に対する認識と今後いかにあるべきか、推進責任者としての役割と責任を保有するCIO（情報統括責任者）に伺います。

1：電子自治体の推進体制の整備 2：行政サービスの向上 3：業務・システムの効率化 4：情報セキュリティ対策の実施状況 5：電子自治体の基盤の整備 6：行政情報化推進に関する職員・経費 7：地理情報システム（GIS）の整備 8：L G W A Nとの接続形態等の要素を踏まえ、小規模自治体としての制約の中で、必要最低限のレベルをどう認識しておられますか。内部で考察しうる人材の育成や、情報収集についての取り組みは。

4

15番 田 中 実 穂 議員

質問方式：一問一答

食品ロス削減に向けての取り組みは？

食べられる状態なのに捨てられる「食品ロス」。先進的な自治体では様々な食品ロス対策が行われてきている。本市の考え、取り組みを伺う。

高齢者の運転免許証の自主返納について

多発する高齢者の誤作動による痛ましい事故が起こっている。自主返納を促す対策は？

地方創生の後押しに「企業版ふるさと納税」の推進を

本市のまちづくりに企業版ふるさと納税も活用してはどうか。本市の考え、取り組みを伺う。

5

3番 賀 屋 幸 治 議員

質問方式：一問一答

温泉掘削によるマロンの里の活性化について

過疎化が進む中山間地域では高齢化と後継者不足により農業の弱体化が懸念され、空き家や耕作放棄地への対策が急務となっている。この中山間地域の活性化を目的に平成12年3月にマロンの里交流館が完成し、年間約8万人もの集客と約4,000万円の売り上げで地域に貢献している。しかし、平成20年以降は減少傾向で今後の新たな集客対策が必要である。そこで、温泉掘削による観光資源で地域振興と活性化が図れると思うが見解を伺う。

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、会期決定について、一般質問通告表、選第1号、陳情第3号、一般質問参考資料（日域議員）、諸般の報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

この際、御報告をいたします。

去る10月20日付で原田博議員が一身上の都合により議員辞職をしたい旨の願いがありましたので、地方自治法第126条の規定により、議長において同日これを許可いたしました。またこれに伴い、議会運営委員会委員の選任につきまして、委員会条例第7条第1項の規定により議長において和田芳弘議員を11月21日に委員に指名いたしましたので御報告いたします。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会で御提案させていただきます議案について申し上げますと、公平委員会委員の選任の同意について、教育委員会委員の任命の同意について、条例の一部改正について、市道路線の認定、または廃止及び認定について、規約の変更について、平成28年度大竹市一般会計などの補正予算など合わせて16案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、8番、網谷芳孝議員、9番、藤井馨議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（児玉朋也） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月14日までの14日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 一般質問

○議長（児玉朋也） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来の例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

16番、山本孝三議員。

〔16番 山本孝三議員 登壇〕

○16番（山本孝三） 12月定例議会に当たりまして、9月議会以来わずかの期間ではありますが、少し視野を広げて国際政治の上での動向についてみれば、アメリカでは予想に反してトランプ氏が大統領に当選されるということもあります。お隣の韓国では大統領自身が不祥事に伴って国民から厳しい批判を受けて退陣をするのではないかというふうなことが日夜報道をされております。

国内政治の上でも私ども国民にとっては非常に厳しい生活環境、ますます強くなるうといたしております。大竹市も財政問題を初め、懸案の諸事業に取り組む上ではこれからも一層厳しい時代が予想されますけれども、本席では全ての世界の人々が願ってやまない核兵器の廃絶、核兵器禁止条約の締結に向けての画期的な動きが国連総会においてありました。皆さんも既に御承知だと思っておりますが、今開かれておる国連総会の第一委員会、これは軍縮を担当する委員会でございますが、ここで核兵器の廃絶を求める条約の締結を核の保有国であれ、非保有国であれ、世界の国々が核兵器廃絶を目指して条約の締結を実現しようではないかという呼びかけに応えた国連加盟193カ国の中でこの呼びかけに賛同した国が132カ国、圧倒的な多数で賛同がされました。近く開かれる国連総会に付されることになっております。こうした一連のことについては既に皆さん方も連日の商業新聞その他で報道されておるところですから御承知だと思っておりますが、こうした世界の人々を初め、

大竹市民の皆さんも戦前広島・長崎に投下された人類史上初めて戦争国としての被爆を受けた多くの方々の願いがようやく国際的にも実を結ぼうというその扉が開かれたというふうに私は感じております。

そこで、お伺いをいたしますが、市長はこうした国際世論、そして多くの国々の平和を求める市民の方々の運動が高まって、国連でもたまたま申し上げましたような事態に発展、運動のうねりが高まっておりますけれども、大竹市民の願いと連帯をすることを呼応して市長はどのようにこのことについて受けとめておられるのか。また核の廃絶、核兵器の禁止に向けての願いを市民と共有し、これからの取り組みをどのようになさろうとされておられるのか、このことについて市長の忌憚のない思い、所信を聞かせていただきたいと思っております。

今、世界の核弾頭数は、これは2015年の推定頭数としてストックホルムの国際平和研究所が資料としてまとめたものようですが、ロシア7,290発、アメリカが7,000発、フランスが300発、中国260発、イギリス215発、パキスタン130発、インド120発、イスラエル80発、合計すれば1万5,000発を超える核弾頭が地球上に存在をしているということになります。核兵器の非人道性、最も残虐な大量殺人兵器を人道的な面からも平和を望んでやまない大竹市民、多くの国民の皆さんの願いをぜひとも効果的に実現させる上での取り組みが今我々に求められていると思うのであります。

ここで私、若干これまでの核に対する国際組織、もちろん国連を中心としての世論もございしますが、これまでの経過をたどりながら今到達した核兵器禁止条約の締結に向けての国連第一委員会の決議、恐らく総会でも圧倒的多数でこれは承認されると思うんですが、ここまでに至る経過を少し立ち至って触れてみたいと思うんですが、日本が1945年8月広島と長崎で人類初めて核兵器による被害を受けました。翌1946年1月、この悲惨な実態を踏まえて第1回国連総会は第1号決議で原子兵器その他の大量殺りく兵器の廃絶を求め議論が深められ、国連のそうした方向にアメリカ自身も賛成をしました。ところが、1949年9月にソ連が原爆の保有を宣言をし、1952年10月にはイギリス、1960年2月にはフランス、1964年10月には中国がそれぞれ核兵器を保有しているということを誇示して核兵器を中心とする軍拡競争が展開をされてきたのが今日までの経過ではないでしょうか。しかし、1954年3月、アメリカが太平洋でビキニ諸島においての水爆実験を行い、日本の漁船も漁船員も大きな被災をいたしました。この動きを受けて1955年8月、原水爆禁止世界大会が開催をされるという大きな世論の高まりを見せます。当時私も原水爆禁止平和行進にも参加をいたしました。当時大竹市政を担当されておりました二階堂市長ともども、栄橋あるいは栄町から庁舎まで原爆許すまじの歌を唱和しながら行進をした経験もございします。こうした日本の国民、被爆者を中心とする核兵器廃絶への取り組みは徐々に国際世論に高まり、1996年7月には国際司法裁判所が国際法に違反するとの声明を勧告的意見として発します。こうした動きに呼応して国際世論も核兵器廃絶への取り組みを強めていくわけですが、2009年4月にオバマ大統領がプラハにおいて核廃絶に向けての米国としての責任を果たしたいという演説を行いました。このことも大きく世界の世論を励まし、多くの国々の指導者や組織の中心が励まされて2012年5月核不拡散再検討会議が核軍縮の人的側面

という共同声明を発表するに至りました。2012年10月国連総会でこの共同声明が34カ国に支持され、2013年、2014年相次いでこの声明に賛同する国が155カ国に増加をいたします。今、冒頭述べましたように核兵器禁止条約に賛同する138カ国の国連第一委員会での決議は恐らく国連総会でも採択されるというふうに確信をいたしておりますけれども、残念ながら日本の政府はこの決議案には反対の態度をとりました。多くのマスコミ、商業新聞等の見解も被爆国として非常に残念だ、こういうコメントを発しておりますけれども、大竹市長として市民の皆さん、第二次世界大戦での犠牲者、原爆による犠牲者を含めて1,000人に近い人々が命をなくしました。今なお原爆の被害を受けて苦しんでおられる親族の方々、高齢者の方々の実態を踏まえ、ぜひとも核廃絶に向けてのこれからの取り組みをお願いしたいと思うのであります。

先月の7日8日、千葉県の佐倉市で大竹市が加盟する平和首長会議の総会が開かれました。市長はこの総会に参加をされたのでしょうか。この総会での決議が国連の第一委員会の決議に沿って核兵器禁止条約締結に向けての協力・協働をすると。今、全国的にまた国際的に展開をされている、広島・長崎ヒバクシャ署名にも賛同・協力するということが総会でも確認をされました。その後、日本政府に対しては被爆国としての立場を明確にして、日本こそが核兵器廃絶の先頭に立つ、そういう信念と決意を持ってこれからの対応をしてもらいたいということを安倍総理大臣に文書で申し入れをされました。私はこうした動きに呼応して、ぜひとも大竹市長が市民の皆さん方の思いを可能な限りくみ上げてこれからの取り組み、対応をお願いしたいと思うんですが、具体的に私なりの提案をさせていただきますが、例えば、今若い世代の人たち、多くの方々はあの戦争の悲惨な生活の経験、原爆による凄惨な被害、こういうことについてはややもすれば関心が薄く、戦争への危険、原爆による凄惨さ、こういうことについて、これからも被爆体験者や戦争当時の悲惨な生活を体験された高齢者の皆さん方が若い世代に語り継ぐ、このことも重要な問題だと思っておりますけれども、大竹市のこうした語り部の育成、援助、こういうことについてお考えはないのでしょうか。

また、大竹市は平和学習の一環として、沖縄県の豊見城との交流を継続されておりますけれども、こうした教育現場での平和教育、一層充実させる上でさらなる努力を求めたいと思っておりますけれども、教育長の御意見、お聞かせをお願いいたします。

また、平和首長会議が広島・長崎ヒバクシャ署名を今国連に提出するという事で国際的にもこの署名運動が行われておりますけれども、既に佐倉市での総会ではこのヒバクシャ署名に賛同・協力するということを総会の意思として確認をされておりますが、そういうことから私は大竹市でも公共施設のロビーに署名簿を置いて、皆さんが目にとまれば思いを署名簿に託すと、こういうことも市として協力の一環としてあってもいいのではないかというふうに思っておりますけれども、市長の御意見もあろうかと思っておりますが御答弁をよろしく願いをいたします。

幾つか私の提案、思いを込めて質問をさせていただきましたが、忌憚のない市長の所信、御意見を聞かせていただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 世界中の誰しものが願う核兵器のない平和な社会の実現に向けまして御質問をいただきました。平和を願いながら、平和を求めながら血を流し続けた人類の歴史を振り返ってみて、国と国との平和、そのもとであるお一人お一人との人間関係の平和について考えさせられる御質問をいただきました、ありがとうございます。

それでは、山本議員の核兵器廃絶、核兵器禁止条約締結についての御質問にお答えいたします。

核兵器は非人道的な兵器であり、使用することはもちろん、持つことも禁止すべきと考えており、核兵器の開発や維持につながる核実験を実施した国に対しましては抗議文を送付し、核兵器廃絶へ向けて本市の意思を示しております。本年9月9日に5回目の核実験を実施したとの声明を出した朝鮮民主主義人民共和国に対しまして、今後一切の核実験の中止と全ての核開発を放棄するよう抗議文を送付するとともに、抗議したことについて広報おたけや市ホームページに掲載したところでございます。

抗議文を送付する以外にも大竹市原爆被爆者協議会への運営費補助のほか、被爆者の記憶を風化させないよう、被爆写真や児童・生徒による平和ポスターなどを展示した平和へのおもい事業や広報おたけへの啓発記事を掲載するなど、核兵器廃絶に向け取り組んでいるところでございます。

またそのほかにも平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、他の自治体と連携して平和への取り組みを進めております。平和首長会議は現在全世界で7,164都市、日本国内でも全市町村の約94%に当たる1,643市町村で加盟しており、世界規模で平和を推進する組織でございます。世界の都市と連携しながら核兵器廃絶に向けたさまざまな活動を展開しており、その行動目標である2020ビジョンの一つに核兵器禁止条約の締結を掲げております。日本非核宣言自治体協議会は核兵器廃絶を求める内容の決議を行った国内の323自治体が加盟している組織であり、戦争の惨状や平和のとうとさを伝える事業、核実験等への抗議、要請活動を実施し、平成28年5月に開催された第33回総会では核兵器のない世界への流れを全力で支援していくことを決議しております。また、国内外の被爆者9名が提起した、被爆者は速やかな核兵器廃絶を願い核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めますという署名運動に対しては、第33回総会の決議の主旨に沿うことから全加盟都市が連帯して支援するよう要請がなされており、本市も署名活動に協力しているところでございます。

これらの取り組みを進めているにもかかわらず、10月の国連総会第一委員会において2017年中の核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議案が賛成多数で採択される中、唯一の被爆国であり、核廃絶の先頭に立たなければならない我が国が反対に回ったことはまことに残念としか言いようがありません。こうしたことから日本非核宣言自治体協議会においては外務大臣に対して核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議案に反対の立場を表明したことに遺憾の意を示すとともに、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、唯一の戦争被爆国である日本が先導的な役割を担うことを求めた要請文を10月に送付しております。また、11月には平和首長会議国内加盟都市会議において総理大臣に対し核兵器禁止条約の早

期実現に向けた取り組みの推進について要請するとともに、アメリカのトランプ次期大統領宛てにも核兵器のない世界の実現のために行動を起こすよう書簡を出しております。

国連総会第一委員会において核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議案が採択されたことは核兵器廃絶への大きな一歩でございます。この世界的な流れにおいて我が国が条約の実現に向けて積極的に関与していくよう、これからも世界的な組織である平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会の加盟都市と連携し、核兵器のない平和な世界の実現に向けた活動を展開してまいりたいと考えております。

以上で、山本議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） 山本議員の平和教育における取り組みについてお答えいたします。

平和教育は個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を目指して行われるものであります。本県における平和教育は人類最初の被爆県であることから、平和記念資料館の見学や被爆体験の聞き取りなど、被爆や戦争の実相に関する資料をもとにした具体的な学習が進められております。

本市におきましては、8月6日の原爆死没者追悼平和記念式典において市内全児童生徒が平和への祈りを込めてつくった折り鶴を献納したり、代表者が平和作文を朗読したりするなど、平和の大切さや戦争、原爆の悲惨さを体験的に学習しております。また、沖縄県豊見城市との中学生交歓交流事業におきましても大竹市被爆者協議会の方から話を伺ったり、また平和記念式典への参列であるとか平和記念資料館の見学など、平和教育に関する取り組みを積極的に行っているところでございます。

各学校におきましても、戦争体験者の方のお話から学んだり、社会見学として平和公園に行ったりしながら、平和学習を進めているところでございます。また、社会科や国語科の教科書等に掲載された戦争や被爆の実相に関する資料や文学作品等の学習をもとに戦争や平和について主体的に調べたり、意見を交流したりする学習を行い、平和についての自分の考えや理解を深めさせることをしております。

したがって、学校教育としましては、児童・生徒の発達段階に配慮した上で自他を尊重し合い、我が国の社会や文化に対する理解と愛情を深めるとともに、恒久平和を願い国際社会に貢献する人づくりを一層進めてまいりたいと思っております。

以上で、山本議員の質問への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） 今、市長を初め教育長からこれまでの平和への取り組み、核兵器の非人道性に基づく廃絶への取り組みについてさらなる維持発展を目指したいという趣旨の御答弁をいただきましたが、基本的には多くの市民の皆さんと質問者の思いと、その思いは共有できるものだというふうに思いますが、そこで具体的にお尋ねするんですが、平和首長会議の総会でも確認されましたが、広島・長崎のヒバクシャ署名ですね、これはどこまでどういう形で市として協力の具体的な方向を持っておられる、また考えておられる、そのところを一つ聞かせてもらいたいです。私の提案は、できれば公共施設などのロビー

や本庁のロビーに署名簿でも置いて、来庁される皆さん、施設を利用される皆さん、社会教育活動に参加されている皆さんの多くの方に賛同の意思を署名してもらおうと。ああいうことも大いに意味があると思うんですが、その辺のことを少し、市長の思いなりお聞かせ願いたいです。

それともう一つ、機会あるごとに私は申し上げてきたんですが、市長の思いは先ほど述べられたように、平和で核兵器のない社会をつくる、世界をつくるという思いは一致する、そこで今回のような平和首長会議も国連の第一委員会が決議をした方向に沿って協力するということを総会でも確認をしております。来年3月、また6月から7月にかけて交渉の会議が招集されますけれども、この交渉が成功をおさめるような、そういう世論を盛り上げる、平和への世界の人々の思いを結集するという意味でヒバクシャ署名というのは大いなる意義があると思うんですが、そういったことを市の広報のわずかなページでも割いて市長の思いなり、平和問題に関する首長会議の取り組みなり紹介する、市民への喚起を呼び起こし広げる、こういう手助けをするということもあっていいと思うんですが、その辺のことはどうでしょう。

この二つだけでも私は市としてこれまでにない画期的な取り組みになると思うんですが、改めて再度御答弁をお願いします。

○議長（児玉朋也） 副市長。

○副市長（太田勲男） まず署名の件でございますが、非核宣言自治体協議会からの署名活動について現在で職員については署名活動をしております。平和首長会議につきましても今からそういう話で署名活動が回ってくると思うのですが、それを市全体、ロビー、公共施設に置くということにつきましては、今後検討というよりはやってまいりたいと考えております。

また、先ほどの広報誌について平和を望む気持ちを、核廃絶の気持ちを載すことにつきましては何ら異論のないことでございます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） 副市長の御答弁を聞いて、何か頼りないような気もしたんですが、一つこの機会に提案者が述べておるような方向で大いに市民の皆さんにも平和首長会議の方針なり市長の思いが共有できる形になるようお願いをしたいと思います。

それで、これまでの平和首長会議の会費ですね、予算書に独立した項目として計上されてきたものですが、せんだって一般質問のヒアリングの過程で平成28年度予算書をめぐって見たが、平和首長会議会費という費目は予算書に見当たらんかったんですが、これは今はあれですか、平和首長会議の会費は負担はなくなったんですか。

○議長（児玉朋也） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（吉岡和範） 平和首長会議の負担金でございますけれども、一自治体当たり2,000円のメンバーシップ納付金というものを納めるということは決まっておりますけれども、先ほど申し上げております非核宣言自治体協議会に加盟しておる団体につきましては、その納付金が免除という形になっておりますので予算計上はしておりません。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） 非核宣言都市としての会費という費目みたいなものですね。平和首長会議への直接的な会費等による負担は今はなくなったんですか。そこをはっきりしてもらいたいんです。なくなったんならなくなったと。それで平和首長会議の役割が先ほど来市長も触れられたように、今国際的な核兵器廃絶に向けての大きな運動の中で重要な位置を占める存在になってきましたよね。だからそういう意味では平和首長会議のこれからの役割、またこれに加盟する都市としての協力・協働の積極的な関与、非常に大事な問題だと思う。今のことについて答弁もう一度お願いします。

○議長（児玉朋也） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（吉岡和範） 平和首長会議の負担金の件でございます。

平成26年度まではこういった負担金というのは求めないということで負担金等はありませんでした。27年度から先ほど申しあげましたメンバーシップ納付寄附金というものを納めることにはなったんですけれども、非核宣言自治体協議会に加盟している自治体についてはメンバーシップ納付金についても免除をされるということで予算計上していないということでございますので、平和首長会議について直接負担金等は支払ってはいないということでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） 質問は以上で終わるんですが一つお願いをしておきたいんで、この際平和首長会議、趣旨とか今回総会で確認された諸事項、そういうふうなことをひとつ我々議員にも提供してもらってね、大いにこれからの核廃絶に向けての市民の願い、国際世論との連帯の上でできることは我々も賛同・協力したい、こういうふうに思っておりますので、そういうお願いしたいんですけど、できますか。

○議長（児玉朋也） 市長。

○副市長（太田勲男） 提供できます。できる限り皆様方に御提供するようにしたいと思います。この件につきましてはまた議会事務局とも相談して議会事務局を通してという形になると思っております。

○16番（山本孝三） 終わります。

○議長（児玉朋也） 続いて、11番、日域 究議員。

[11番 日域 究議員 登壇]

○11番（日域 究） 済みません、ちょっと風邪を引きまして声が悪い気がしますけども。市民の味方を代表して質問させていただきます。日域でございます。

昨今のニュースを見てますと、高齢者のドライバーが引き起こす悲惨な交通事故が本当に連日のように報道されています。その対策を求める声も高まっています。しかし、車があることを前提に生活設計をしてきた方にとって車のない生活は非常に困難です。やむを得ず運転し事故を起こした高齢者の方、現代社会のある意味で犠牲者なのかもしれません。

また、そんな彼らを車の運転から解放する手段として大竹市の公共交通がどこまで役立っているのか、余り高い点数はつけられません。こいこいバスがあるから運転免許を返したという人を私は知りません。よく考えてみれば、今行政が進めている路線バス形式の公共交通は昔の古いビジネスモデルなんですよね。幸いなことに古いモデルであってもこいこいバスの乗客は順調にふえていて今年度は黒字転換かと言われていています。しかし、それは業績面だけであって、広く市民のニーズを見渡すと違うものが見えてきます。

そこで、物流と比べてみます。ヤマト運輸が始めた宅配事業は問屋から小売店、小売店から消費者、そういうふうに商品が流れるという固定観念を打ち砕きました。大都会周辺にばかでかい物流センターがあってその中を大型トラックがぐるぐるぐるぐる回って走り回るような交通の物流センターがあるんです。そこから最終的には宅配便がダイレクトに消費者の自宅に物を届けます。すごい時代をつくり出してしまいました。

それに比べてこいこいバスは単なる路線バスですから、宅配便ほどの利便を与えてはくれません。さっきも言いましたけど、路線バスはマイカーの便利さに完敗したんです。マイカーを前提に生活してきた市民に今さらバスに乗れというだけでは余りに芸がありません。具体的に言えば、問題は栗谷や松ヶ原だけではありません。元町だって小方ヶ丘だって御園台だってマイカーを使えた場所のほとんど全てにバスは行きません。今後幾らバスを充実させても安心して運転免許を返納できる環境は訪れない、私はそう思います。

とは言いながら、ほかに方法がないよね、仕方がないな、私も最近までそう思っていました。ところが今回生活環境委員会の視察で興味深いものを聞いてしまったんです。それはデマンドタクシーのたんたん号というんですけども、今回の視察の目的は介護保険で来年度から新しく始まる総合事業に関する先進地の視察でした。現行のデイサービスには必ず送迎サービスが含まれています。しかし、視察に行った花の丘という、高齢者の居場所というんですけども、そこにはそれがありません。尋ねてみると通ってくる方の交通手段の中にデマンドタクシーがあったんです。70平方キロで人口約3万人、大竹市に似た規模の自治体である栃木県宇都宮市の隣の高根沢町というんですけども、似た規模とはいってもまちの形態はかなり違います。ことしの7月20日の高根沢の議会だよりによれば、典型的な散居集落を形成しているまちというふうに紹介してあります。散居集落とは広大な耕地の中に民家が散らばって点在する集落の形態との説明からすれば、人口と面積は似ていても公共交通を考える上では大竹市よりも条件的に厳しいまちだと思います。だからこそ空っぽのバスを走らせるよりも有効だと4台のワゴン車を使って1回の利用料が100円でドアからドアまでを考案したんでしょう。昨年利用者は4万6,000人と聞きました。大竹市のこいこいバスは今年度の利用者の見込みが14万人かと言われてますから、人数では決して負けてはいません。しかし玄関先から玄関先まで4万6,000人を運ぶことに比べたら満足度の比較ではどうでしょうか。介護施設に通う人も塾に通う子供も使える、どこに住んでいてもどこに行くにも同じように使える、このことのすばらしさは何事にもまさります。私には目からうろこの思いでした。

このようなビジネスモデル、新しいビジネスモデルを本市でも研究する価値はあると思います。今の大竹市の公共交通の姿勢は、地域から公共交通が欲しいとの声が上がったら

相談に乗る、でもこのやり方が地域のばらつきを生んでいます。他方では相談に乗って始めたんだからとそういう理由で実証実験すらやめられないお粗末な状況を生んでいます。乗る人が非常に少なかったらやめたとしても困る人も非常に少ないはずですよ。そういうことを考えたときにこの高根沢町の件は大きな参考になるような気がします。大竹市の公共交通を進化させる一つの指標として市長の感想を伺いたいと思います。こいこいバスが黒字化すればもっけの幸いです。浮いた資金でデマンドを始める手もあります。いかがでしょうか、お尋ねいたします。

続きまして二つ目です。

下水道負担金という、多分多くの方は耳なれない言葉といますかね、ものではないかという気がいたします。下水道負担金を実際に納付したことがある方がこの議場に何人おられるでしょうか。御存じない方もあるのではないかと思います。何せ1カ所の土地で1回だけのことです。住んでる場所の公共下水道供用開始の時期が大きく関係します。私は油見地区が供用開始になったときに納付した経験があります。私が払い込んだのは幼稚園分だったので75%の減免でした。そういうこともあって鮮明に記憶しています。

公共下水道事業は都市計画法に基づく整備事業です。道路などと違って便利になるのは整備された地区に住む人だけです。全てを税金で整備したのでは他の地区との公平性が保てません。したがって事業費の一定割合をその地区の地権者に負担させる、それが下水道受益者負担金です。昭和35年から整備を始めた大竹市は時代によって事業の単価が違います。最も古い大竹駅前近くは第1負担区とされ、平米当たり185円、最も安くなっています。第2負担区は265円、いや、262円だったかな。小方や大願寺あたりの第3負担区は313円、そして最も高いのが玖波の一部や整備中の防鹿なども入るんかと思いますが、第4負担区で333円となっています。これらは全て市の告示で決められているということでございます。

さて、これら負担区という名の地区別の金額の違いとそして私が先に述べた土地の利用形態による減免規定以外に平米当たりの負担額に影響を与えるルールはあるでしょうか。今回参考資料として大願寺の予定区画を算出したとされる大竹市作成の計算式と説明文の2枚を配付しました。その中に計算書の赤い線を引いたところに318万800円というのがあります。これが平成23年12月12日の生活環境委員会で当時の青森課長が答弁された数字です。ということはその当時にこの書面は非公式かどうかはさておいてあったんだろうと思いますけども、その辺を含めて下水道負担金というのは一体どうなのか、ころころ変わる可能性があるものなのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

以上で壇上の質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 公共交通を整備するに当たりましては、本市では地域公共交通活性化協議会初め、市民の皆様方に大変なお力添えをいただいております。去る11月1日に三ツ石・御園地区のまちづくり協議会がございましたが、そこでもバスの話、またデマンドタクシー等の話につ

いろいろな意見が出ました。地域公共交通活性化協議会で十分に知恵を出し検討してくださいと期待をしているところでございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の高齢者が加害者になる悲惨な交通事故を防ぐためにについてお答えいたします。

連日高齢者による痛ましい交通事故が報道されています。しかしながら、地理的条件やライフスタイルなど高齢者が車を使わざるを得ない状況があり、運転免許証の自主返納が進んでいないのが実情でございます。本市では第2期大竹市地域公共交通総合連携計画における整備コンセプトに基づき、沿岸地域の大竹・小方・玖波地区の3拠点間を連絡する幹線交通としてこいこいバスを整備しております。また、幹線交通と接続する支線交通として三ツ石地区、玖波7・8丁目地区、湯舟町地区ではデマンドタクシーを、栄町地区ではぐるりんバスを運行しております。平成28年度の利用者数はこいこいバスは月平均およそ1万2,000人と順調に推移しておりますが、支線交通の中には厳しい利用状況の地区もございます。

自宅から目的地までドアからドアまで移動することができるデマンド交通はバス停まで歩く必要がなく、バス停まで距離のある方にとっては大きなメリットがあると考えます。一方であらかじめ予約をする必要があること、相乗りする人が多くなれば迂回のため所要時間が変動するなどのデメリットもございます。市全域をデマンド交通でカバーしてはとの御提案でございますが、市全域を対象とする場合、通常は予約状況により最も効率的なルートを設定するためのシステムと受付を行うオペレーターが必要であり、またデマンド専用のタクシーを運行させるには車両を借り上げなければなりません。また公共交通はタクシー業界、大竹・栗谷線バス、坂上線バスなど運行事業者の協力があつて成り立っております。事業の実施により事業者の本来業務が圧迫され、運行事業者が倒産するなどの事態に陥れば公共交通そのものを確保・維持することができなくなってしまいます。望まれる時間に行きたい場所に安価に移動できれば利便の面では申し分ない制度かもしれませんが、これでは単なるタクシー助成制度になってしまいます。

総合連携計画の基本方針の一つにも掲げております、まちづくりを支援するとは、まずは玖波・小方・大竹といった最寄りの施設等へのアクセスを確保することでそれぞれのまちを守っていききたいとの思いに基づくものでございます。こういった視点も踏まえ、公費を投入して運営する公共交通とはどうあるべきなのか、しっかりと議論が必要であろうと考えております。

現在第2期大竹市地域公共交通総合連携計画に基づき、地域公共交通活性化協議会を初めとする市民の皆様と一緒に公共交通の整備を進めているところでございます。市民の皆様が安心して生活できるよう、将来にわたり持続可能な公共交通としてどのような仕組みがふさわしいのか。住民みずからが守り育て、行政もそれを支援するという視点を持ちながら皆様と一緒に考えてまいりたいと思います。

次に、下水道事業の受益者負担金についてお答えいたします。

御承知のとおり、受益者負担金制度とは都市計画法の第75条を根拠とする公共下水道を

計画的に建設するための財源の一部として下水道が整備されることによって利益を受けられる方に建設費の一部を御負担いただく制度でございます。公共下水道の整備予定区域内に土地を所有されている方、または権利を持っている方にその土地の面積に応じて一度限り御負担いただくものでございます。現在本市における受益者負担金の負担区は四つございます。それぞれの平米単価につきましては、第1負担区は185円、第2負担区は262円、第3負担区は313円、第4負担区は333円と設定しております。この単価の違いは東栄の下水処理場に汚水を送るための中継ポンプ場等の事業費が大きな要因となっています。なお、受益者負担金の賦課額には土地利用に応じた減免基準を設けておりますが、平米単価自体が減額されるものではございません。また、このほかに賦課額に対する一括納付報奨金の規定を設けております。通常、賦課いたしました負担金は年4回の5年間で20回に分割して納めていただくこととしていますが、一括納付される場合は報奨金が交付されますので、最高で賦課額の28.5%が軽減されることになります。

以上で、日域議員への答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 御答弁ありがとうございました。

さっき紙のとじ方が違ってまして、変になりましたけど。

今のバスの件ですね、今の1回目の答弁はいたし方ないかなという気もしますが、市長の答弁を聞いてましてね、小池都知事がですよ、できない理由ばかり並べ立てるってきのう何度も言ってましたけど、現状を変えるということは必ず楽ではないですね。ただ、こいこいバスがいいとかあれが悪いとかいうよりか、皆さんで考えてもっといい方向があったらそれを目指して頑張ろうということですから、ぜひ考えてほしいと思います。

ちなみにですね、さっき言いました4万6,000人の件ですけども、実は私乗ったわけじゃないです。乗りにいく暇もないですし、ただ高根沢の場合は免許証を返した人にはたんたん号の回数券を渡しているっていう予算が組んでありました。それと、たんたん号を使うには登録がいるんですけども、大竹市民でも可能だということでした。昨年度はこの事業に2,800万円補助しています。まあまあでしょうけどね。もちろん、詳細はわかりませんが、予約がたくさん来ればですよ、ぐるぐるぐるぐる回ることになりますから時間が長くなります。そしたらあれ、ドアからドアまで行くのはええけど時間がかかるよねとなったら、じゃ、こいこいバスを使おうかという選択肢もありますから、いろんな方法、共存ということもあるのかもしれない。ただそれはこれから考えてほしい。目からうろこというのは正直な気持ちです。ですから固定観念じゃなくて、今から新しい方向を考えていかないと、それこそ我々かもしれませんからね、交通事故起こすのは。そういう意味でよろしく願いいたします。これで終わります。

二つ目の質問にいきます。

済みません、紙をとじるのが変だったんですけども、今市長がおっしゃったのは、まさに下水道負担区の説明ですよ。それは全国どこに行っても通用する説明だと思います。問題は願寺のことなんですけども、お配りした文書ですね、横長の表と文書があります。そこには単価が112円となっております。112円の根拠は何ですかって聞きたいんですけど

もね。112円というのはどこから見てもないわけです。ただお渡しした文書にもありますし、いろんなところで聞いた話を総合すると、少なくとも当時担当部署に聞いたということであれば、当時の上下水道局長、工務と業務の課長さん、そのほかいますよね。どなたも聞いたこともない、そんなやりとりしたかっていう記憶もない、ないない尽くしなんです。そしてこのわけのわからん数字だけがここに乗っかっています。思い出せば平成23年に大願寺の売却の議案が議会に出てきましたけど、そのときの予定価格ですね、3億3,777万8,342円、これの計算式を当然議会には出てません。その後情報公開請求をしたんですけど、最初は不存在でした。その直後に私が本会議で、この場で一般質問をしました。そのときに副市長の御答弁ですけども、1回目2回目3回目はちゃんとあるんだと。4回目は3回目とほとんど同じだから課長が電卓をたたいただけという表現になろうかと思えますというような答弁でした。つまり、当時の副市長の御答弁は電卓をたたいただけだから紙は残ってないんだという感じでした。裁判になると変わりましたよね。裁判になったらさっきお渡しした表が出てきました。もちろんこの前年のやつもありましたけどね、前年のやつは313円で計算してあります。それがなぜか平成23年の実際に売却したときの予定価格の算出には112円が使われています。

皆さんが似たようなことを言っていますが、ちょっとだけ紹介させてもらいます。ちょっと読ませてもらいます。これは証人尋問の記録です。

平成23年11月2日、要するに売却の前の協議ですね、11月2日の協議の場では第3案、何か1案、2案、3案とあって、1案と2案を使ってやろうと思ったけどという話でした。結局3案までできて、その3案が最終的なものらしいんですけどもね。「協議の場では第3案を計算したということですが、どういう計算をしたんですか」、これは尋問ですね、弁護士の。で、青森証人の答えです。「第3案はちょうど私がもう一度担当課に確認をしたところ、下水の負担金と集会所の建設費がどうも金額が違うということが判明しましたので、一応第1案第2案で協議する予定だったんですが、改めて担当課に聞いたところ、こういう数字があるんだがということになりまして、そっちのほうがいいんじゃないかということでその場で二つほどで電卓をたたいて再計算をしたのが第3案になります。第2案の上に上書きした」弁護士が上書きとは聞いたらですね、手書きをしたということです。第3案、ペーパーがありませんので、第1案第2案があって第2案の上に手書きで書いたというのが第3案となります。結局手書きだから正式な文書じゃないからこれは情報公開の対象ではないんだという理屈なんですよね。何億というものがあってですよ、1回目2回目3回目はきちんとあるんだって副市長が言いながらですよ、第4弾はない。で、最初は書かなかったからない、今度は手書きだから正式じゃないからない。裁判になって初めて出てきたんですけども、そういうことじゃまずいだろうと。

それとさっき壇上で言いましたけど、もともとこういうものがない状態で議案説明していますね。だから予定価格を決めたのも口頭でああだこうだという考え方は述べたけど、具体的なものは何もないわけです。その中でさっきの318万と言いましたけど、これは山本委員が水道絡みの負担はどうなっているという一口で言えばそういうような形の質問をされました。それに対する青森課長の答弁の中の一部ですけども、「それから上下水の関

係ですが、当然相手方が支払いをするということで工事も相手がい、負担金等が生じれば相手方が払うという形になります。小方地区という整理であれば、我々がはじいているのは300万余り、318万ぐらいかなというふうに思っております」これが平成23年12月12日の答弁ですから、この318万円ぐらい、小方地区の整理というのは負担区のことですね。小方負担区だったらそのぐらいになるんだろうなというふうにとれますけども、それ以外に読み方があるんだったら教えてほしいんですけども、112円というのはどっから来たんだ。質問を二つしたいと思います。一つは112円の根拠ですね。

もう一つは手書きだから公文書じゃない、情報公開請求しても出さなくていい、そんなばかな決まりがどこにあるのかそれも教えてほしいと思います。

議長にお願いがあります。当時の青森監理課長はこの議場におられます。議場におられる青森部長です。一致しない部分について御本人からの答弁をいただきたいと思います。その許可をしてください。議場でうそを言ったら許せませんけども、それがぬれぎぬであればその名誉回復の機会が与えられてしかるべきです。少なくとも318万円ぐらいと言ったのは、彼が委員会の席で議事録に残る形で話してますからね。それと出てきた表、あの800円しか違わない表、それが別のものであれば別のものであるという理路整然とした説明が欲しいと思います。そうでなかったらこれは大うそばちですね。そのことをこの場で答えていただきたい、よろしくお願いします。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

（発言するものあり）

○議長（児玉朋也） 答えられるかどうか答弁を聞いてからにしてください。

（発言するものあり）

○議長（児玉朋也） はい、答えられるそうです。

総務部長。

○総務部長（政岡 修） 全てでなく一部答えられる分につきましては先に答えさせていたいただきたいと思います。証人尋問の記録でございますが、手書きしたもんですから今残っていないんですという形で説明をしております。情報公開の請求があったとき不存在と言ったりしていますが、これは残っていないから不存在ということで公文書としてはなかったんだというふうに御理解をいただけたらと思います。

この分については以上です。

○議長（児玉朋也） 建設部長。

○建設部長（坪浦伸泰） 112円の根拠についてでございますけども、先ほど総務部長がお話ししましたように資料が残っていないため、その根拠につきましては確認ができていませんが、こちらの今お配りしています資料に書いておりますように担当部署からの回答ということで口頭での照会と聞いております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

11時20分 休憩

11時34分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

日域議員の申し出がありました当時監理課長の現在青森部長の発言を許可します。  
部長。

○市民生活部長（青森 浩） 調書のとおりでございますが、改めて担当課に聞いたところと。こういう回答になります。

○議長（児玉朋也） 日域議員におかれましては答弁内容に満足されない部分もあろうかと思いますが、裁判において係争中ということでしたし方ないところもございますので御了承ください。

日域議員。

○11番（日域 究） そうですね。今の青森部長のおっしゃったことは裁判の中の文書です。最初私が紹介したのは委員会の文書です。この委員会で、さっき読みましたね、上下水の関係ですがって、小方地区という整理であれば我々がはじいているのは300万余り、318万円ぐらいかなと言うんですけども、その当時この318万が私は何かわかりませんよ、もちろん。説明しないんですから。その後これが何かなということも含めて情報公開請求したわけですよ。そしたらないないって。例えば今の総務部長の答弁ありましたね。メモしたものがあつたけどそれが残ってないからないんだって。

じゃ、改めて質問ですけども、何億っていう予定価格決めるときにえんぴつで書くのはいいですよ、とりあえず。それが記録がないって、もっと大きい問題でしょう。隣の国の大統領が友達に文書教えたとか漏らしたとかと問題になっていますけども、この大事な予定価格がですよ、根拠がない、えんぴつで書いた、紛失した、それともその紙持ってぺらぺら、私物って言ったんですからね、部長が法廷の場で。公文書じゃないと言ったんですよ。そしたらこれぺらぺら持って下松のほう行ったんですかって意地悪を言いたくもなるんですけども、あんまりお粗末でしょう。おっしゃってることが。この318万円って何ですか、これ。318万円ぐらいっていうのが何だということをびしゃつとってください。尋ねたというのはね、私は本名に聞きました。今の中川産業振興課長も聞きました。それから林さんかな、会計課長も聞きました。そのほかにも何人も聞きました。さっぱりわからん、あり得ないことだ。記憶もなければ言ってること自体がわからん、こうおっしゃいましたよ。誰に聞いたんですか。誰ですか、聞いた相手は。あのね、議会をばかにしちゃいけない。いいですか、議会をばかにしちゃいけませんよ。政務活動費を褒に使う人もいますけど、それはそれ、やっぱり今の二元代表ということを軽んじてはいけません。数字が二つあったんでこっちのほうがあつたかというのは何がよかつたんですか。どういう都合がよかつたんですか。そういうこともね、全部ごまかしてですよ、世の中通つたらまずいですよ、大竹市なんてわやくちゃってということになるじゃないですか。3億5,000万円に近づけようとしたんだろうと私は思いますよ。この金額が、いいですか、平成22年は集会所の建設費が3,000万円なんです。集会所の建設費が3,000万円ってみてる、平成22

年は。平成23年はそれが2,000万円に下がった。しかも複利現価率、難しい話ですけども、先にお金払うんだから今の金額は少し安いよねという発想ですけども、それを使ってさらに下げてますけども、平成22年度の集会所の3,000万円というのは4ヘクタールをもとに計算しているんですよ。あれを割り戻して6にかえたら4,600万円になるんですよ。4,600万円集会所がかかるよね、ほいじゃ4,600万円土地の金額を引いてあげようねというのがあの計算ですからね。平成23年はどうなったかという、鑑定評価は下がったんですよ。10億から7億になったんですよ。そしたらね、下がり過ぎたんです。それで今度一生懸命修正したんじゃないか、私の推測です、3億5,000万円という希望価格にいかにも自然に感じるような予定価格をつくり上げるかというのが青森さんの役目だったんだろうと私は思いますが、少なくとも112円の根拠を答えてくれなくちゃ始まりませんよ。誰かが聞いたって、それで大竹市の予定価格決まるんかってそんなことはあり得ないでしょ。

私が最初に青森部長に聞いた言葉を今思い出しました。あれは市長が政治的判断で決めたんじゃないか、わしらの分は何もないんで。それがあなたが私に言った最初の言葉でしたよね。これは私的な言葉ですけどね、公式発言じゃありませんけども。話を広げても困るので、112円の根拠を聞いたらね、答えたって。市のホームページに出ていますよね、4つの負担区があっただって。現に平成22年の計算のときには313円で計算してます。平成22年の不動産評価審議会の資料には御丁寧に313という文字が入ってます。あの欄にね、313という数字をね、部長が知らないはずはないんですよ。現にそれでやってきているんですから。それが変わったって記憶にないことないでしょ。なぜ変わったんです。

こっちサイドでも知ってる方はいますよ。皆さん知っているんですよ。あのときの生活環境委員会の答弁、議事の進行がぐちゃぐちゃでしたから、それもあって答弁もぐちゃぐちゃですね。それは資料がないわけですから、資料がない状態で質問してますからね、質問がかなり難しい、答弁も当然理解できない。何か物すごくかみ合わないあれでしたね。それを誰がどう仕組んだのかは知りませんが、少なくとも112円の理由っちゅうか算出根拠について教えてもらわないことには始まりません。現にそれで大竹市の土地を売るときに予定価格を出したんですよ。その紙は今でもないんですよ。大竹市の都市計画図がなくなったという話がありましたね、昔。あれは県が持ってますから県のコピーもらって今保管してあるみたいですけども、一番肝心の文書がなくなるって何ですか。それで青森さん、大竹市の公務をつかさどってるという自負心が持てますか。信じられないですよ。

112円の根拠、それだけで結構です。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 私は当時の職員が何らかの根拠をもって算定して私のところへ持ってきたというふうに信じておりますし、当時も信じております。しかしその明細について細かく聞いたわけではございません。資料が残っていない以上、当時のことを確かめることが不可能でございます。今回いわれのない裁判の中で私の発言が大変裁判に大きな影響を及ぼすということ、このことがございますので、これからはこのことについては答えたくはありません。ただ、支出が減るということによって予定価格は上がるわけでございますので、決して予定価格を下げようということで担当部署が意図をしてこの単価を操作した

ことはないということ、このことは明白でございますので、部長が説明したとおりであろうかというふうに思います。全くもってお一人お一人のつき合い方、このことの平和こそが世の中の平和になるんだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 4回目。

○議長（児玉朋也） もう1回あります。

○11番（日域 究） 確かに口は災いのもとですからね。さっき私が言ったとおりですけども、負担金下がれば予定価格は上がります。だから3億5,000万円が予定価格より上だからいいんじゃないかって、そういうばかなことを発言されませんよねって私は言おうと思っていましたけど、予定価格というのは先にあるもんですからね、公布の前にあるもんですから、それで適正な金額だって市長、特に決算委員会で何度もおっしゃいましてね、あのときに私は、この件について適正な対価とは幾らですかと私は質問したんです。そしたら、青森さんか、鑑定評価は7億円です、7億幾らですね、予定価格は3億3,000幾らですと。それ以上は言えませんが、記録残ってますよ。そしたらその後やおら市長が手を挙げて予定価格以上だったら適正だって断言されました。覚えてますけど。それは議事録にありますからね。ただ、今のことも市長に要らんことを言えばですよ、予定価格が上がるんじゃないか、いいんじゃないかという話でもないですよ。予定価格っていうのは今から売り出しますよというときに決める適正な金額ですからね。適正な金額の中にわけのわからん、記憶にない、記録にもない、当時聞いたらしいけど私はそこまでわからないと市長はおっしゃいましたけど、それはそうかもしれませんが、わからん数字がですよ、あとそっちのほうがあいまいなまま言って決めたって少なくとも青森さんは法廷の場で述べておられます。そういうことが積み重なってですよ、この予定価格ができたということですね。この負担金そのものは数百万円の違いです。ただ、さっき言いましたけど、集会所の建設費とかですよ、それだって平気で何割も変わる、分筆手数料もどういう算定か知りませんが、そういうものをちゃんと聞いたということは根拠があるんですか。私そこは調べてませんがね。

もちろんそもそもね、5年後の下がりようを読んで計算するなんていうことがあり得ないことなんですよ。あり得ない。私、ある方から聞きました。その向こうの国有地買うときの話をね。7人の鑑定士が鑑定して上と下を外して真ん中の5件を平均したって。確かにお役所仕事で融通がきかないところもあるかもしれない。でも融通がきき過ぎる怖さもあるわけですからね。役所ぐらい融通がきかなくてもいいわけですよ、ルールにのっとってやればですよ。市長はそりゃ部下がつくってきたものを私は信用したんだって言えばそれはそれでとりあえずこの場は終わるかもしれません。でも持っていった側は今この場で皆さん聞いて112円って何だ、負担金って何だということですよ。市長のさっきの答弁にもありましたけど、私の質問も間違っているんですよ。減免は違うと言われましたね、さっき。要するに4種類金額があって平米単価は微動だにしませんと。ただまとめて払ったら安くしてあげますよとか。こういう目的で使ってるんなら半額でもいいですよとか、こうい

う目的なら75%カットしますよというのが総額計算の後ですからね。単価は4種類しかありませんって明言したじゃないですか。それともそんなことも知らずにですよ、青森さんは仕事をしているわけですか。どこかに聞いたけど忘れてって子供のけんかじゃあるまいですよ、そんなんで大竹市の公務は問題なく前へ進んでいくんですか。恥ずかしいでしょ、そんなことをしたっちゃうことが。これ大竹市の名誉の問題ですよ。許される範囲の変更というかな、多少のことはあるかもしれない。しかし、いいかげんな数字を使って予定価格を決めておいて、その決めた紙もですよ、えんぴつだったかどうかは知りませんが、結局残ってない、だから開示請求しても出せない、そういうもので結局あそこの金額を決めていったっちゃうことですよ。予定価格の根拠はぐちゃぐちゃじゃないですか。112円の根拠がなかったら私、質問やめます。継続できません、お願いします。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） くだいほど申しますけど、予定価格というのは私が書いて判をつけて封に封入します。担当部署からはそれなりの根拠をもって私のところへ提示されます。私は今までそのことの金額について変えたことは一度もございません。根拠があるかないかというのは私の判断の中で決めさせていただき、担当部署が一生懸命計算したことについて、今になってその根拠を示せとおっしゃられても資料がない以上出しようがないということで。そのときの職員の名誉についておかしなことをしたんじゃないかと憶測で言われることについては非常に憤慨をするものでございます。職員は今までつき合わせていただきました。非常に真面目でございます。きちょうめんに計算をいたします。ばかにして笑うような問題ではありません。市民の皆さん方のために働く職員を罵倒するようなことはやめていただきたいというふうに思います。

そして、まさに私の風聞を悪くするためだけの目的をもって裁判をかけられるというような、私の思いではそういう思いをいたします今回の裁判について、間もなく2月になったら判決が出ようかと思えます。その時点で裁判費用を含め、どれだけの損失を、決めた議員の皆さん方が大竹市に与えたか。平成23年12月の議会の御発言、議事録にしっかり載っております。しっかり読み直していただきたいというふうに思います。売った値段について一切文句はございませんという発言もございました。反対討論一つせずに反対した議員もいらっしゃいました。ぜひもう一度読み直していただきたいというふうに思います。その中で議決されて決まった議案でございます。我々執行部側はこれで契約してよろしいですかということの議案を提案させていただきわけでございます。決め方がおかしいと言われるんでしたら、どうぞ議会の訴えていただきたいというふうに考えます。決めたことについて後になってまたそのことを蒸し返すことについて、また職員一人一人の決めたことに対してのいろんないわれのない疑いについて非常に憤慨しているような次第でございます。どうか裁判でもってこのこと決着をつけたいと思えますので、議会での議論についてはどうか御容赦いただきたいと思えます。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 市長の感情を損ねたようでございますが、私、別に入山市長の人格をどうこう言う気はありませんよ。今回決まったことについて、今金額のことを明確に言っ

た人間はいないと言われましたけど、それは金額のことについて明確な情報が出てないわけですから。鑑定評価も出てない、予定価格のあれもない、何にもないわけですよ。だからあそこでわかったというほうもおかしい、私はようわからんから反対したんです。ようわからんから反対した後にもう一回チェックしてみようと思って情報公開請求したらこのていたらくじゃないですか。あそこでこれが出てきたら私は終えたと思いますよ。算定根拠を出してくれと言ったらないって来たんですよ。私は入山欣郎様自身をどうこう言いませんよ。それは皆さんある事情で合わせざるを得なかった状況があるんだろうと。そういう意味じゃ、大変な役割だったよねということも感じています。何かがあったら全人格を否定する、そんなつもりは全くありません。ただ、あのときに金額を決めたものがないってありました。それが平成24年の6月ごろかな、情報公開請求したのがですね。そして9月議会です、私がそのことを一般質問したんですよ、そのときに何があったかっていうと、大原副市長は何か答弁をしたんです。あったとかなかったとかですよ、データ決める上で。そしたらそのあたりがざわついたんですよ、ざわざわと。それで西川議長が何言ったかと言ったら、座談はいけませんと言ったんですよ。ちゃんとしてから答弁せえって。それは議事録の中にも不規則発言というふうに書いてあります。私10年余り議員やってますけど、私の経験した限りにおいて不規則発言というのは非常に少ない議会です。ほかに比べてね、大竹はね。私だけ1回やったことがあります。岡部議長に言われました。これ以上しゃべったら退場を命じますって。それ以外に私の記憶ではこの議会で不規則発言をした議員はいません。言い方かえると、不規則発言をしたのは執行部側なんですよ。要するに大原副市長が言うことに不安を感じたんでしょうね、そのあたりで。それでざわざわし始めたんです。そのぐらいね、いろんな問題を含んでいたわけですよ。理由は私は知りませんが、大原さん途中でやめられましたよね。詳しいことは知りませんがね。名誉名誉って市長はおっしゃいますけども、私は逆に名誉のために質問していますよ。ちゃんと機会がなければ、それこそ発言の機会もなくて何もなくてですよ、あの人がやったことはよくないんだと言われたんじゃないですかね。こうなったらこうなるじゃろうって、こうじゃんって言ってほしいわけです。市長はもらった数字はわしゃ信用したんじゃないってそれまでです。じゃ、出した側はどうなるんですか。313円というのが頭になかったわけじゃないんですよ。さっきから何度も言うように、4種類しかない、あの地区だったら313円しかないわけですよ。それで313円掛け4万平米掛け0.71という有効面積を掛けてますよね。そこにさらに何か事情があるんだったらさらに引きやいいわけです。引くなり掛けるなりしたらいいわけです。もとはね、313円しかありようがないでしょ。そういうことをさっきから皆さんずっと答弁されてますよ。最後のところはわからんって、裁判起こしたらどうのこうのって、私は裁判というのは厳正な第三者の判断だと思いますから、裁判イコールけんかとは思ってません。裁判で決まらないうと元も決まらないうことはよくありますよね。文明社会においてはですよ、そりゃ文明社会においては最後のトラブルの決着をつけるところは裁判所ということになってますから、そりゃ、裁判所がいい判決を下してほしい。勝った負けたじゃなくて納得できる判決を出してほしいと思いますよ。

今の答弁もそうですよ。納得できればね、ああ、そうか、そういうことがあるよねって思うんですけども、納得できる112円について、もう一回聞きましょうか、関係部署って誰ですか、さっき言いましたよね、局長と二つの課長とその下にいたであろう方、私聞いて歩きました。さっぱりわからんと言いました。誰に聞いたんですか。内容があり得ない数字ですからね。

これ以上言ってもしょうがないので。きちんと答弁をお願いします。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 先ほども私は申し上げましたように、係争中の事件でございますので、これ以上のことは一切、担当部署からも答弁はございません。

それと、私の人格を否定したつもりは一切ないというふうにおっしゃいましたが、私は刑事告発までされました。そして、私の選挙期間中に相手候補は悲しいことに、犯罪者が市長になっていいんかという発言をされながら私の人格を否定されたという事実もございます。警察に告発された事件につきましては、検察審査会までを経て起訴される事実はないということで全て決着をいたしました。そのことをこの議会ではっきりと御報告を申し上げたいというふうに思います。こういう機会を与えてくださいました議員に感謝申し上げます。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 終わりです。一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時を予定しております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

12時00分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

続いて、2番、末広和基議員。

〔2番 末広和基議員 登壇〕

○2番（末広和基） お昼休み明けの少し気持ちが和らいだところで、大竹新公会、末広の質問をさせていただきます。

市長の眉間の縦のしわが少し横向きに変わるような質問をさせていただきたいと思えますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

ひとまず、質問のテーマについてのお断りをしなければなりません。それは初めて一般質問させていただきました3月、続いて6月の一般質問で質問させていただきました新公会計制度を継続して取り上げることです。一部繰り返しとなることをお許しください。

3月には新公会計制度変更と、ちょうど4月からスタートされました人事評価制度について、人材育成の要素を織り込んで質問させていただきました。6月は新公会計制度変更とその周辺業務事業でのマネジメントについてお話を伺いました。このたびは同じく、繰り返して申しわけありませんが、新公会計制度変更、ICTの推進との組み合わせで会計

制度の内容について質問をさせていただきたいと思います。新公会計制度を核としてさまざまな視点ですので、制度の進捗状況を前提とし、そこには共通して人材育成の要素を織り込んでいることを御理解いただいた上でよろしく願いいたします。

本題に入らせていただきます。相互の関連性によって一括質問とさせていただきます。一つとして新公会計制度に向け、現時点での進捗状況とその活用への考え方。

二つ目として、行政運営のベースとなっている情報システムの現状とその問題点、また今後のシステム変更の見通しについてお伺いいたします。

一つ目の統一的な基準による財務書類等の作成や予算編成への積極的な活動のための前提条件として、固定資産台帳の整備が急がれております。また長期的視点に立って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための公共施設等整備計画策定にも取り組まれていると伺っております。それらの取り組みはこれまでとどのように異なり、今後の地方自治にとってどのような意味を持つのでしょうか。その進捗状況とともに伺います。

続いて、来年度より本格的な複式簿記の取り組みも予定されております。その取り組みに向けての方針、また1の二つの整備の事業との連携を前提にしたシステム導入や運用活用に必要な人材育成などについて具体的な方策について伺いたいと思います。

大きなテーマとしての二つ目。電子自治体推進計画の策定についての基本的なお考えを伺います。ICTの利活用を意図することによって、人材育成や業務プロセスの見直しなどの可能性について、現状に対する認識と今後いかにあるべきかについてを伺います。

具体的な内容として、これは総務省の発表内容なんで専門的な用件になりますが、一つ、電子自治体の推進体制の整備、二つ、行政サービスの向上、三つ、業務・システムの効率化、四つ目として、情報セキュリティ対策の実施状況、五つ目として、電子自治体の基盤の整備、六つ目、行政情報化推進に関する職員の皆さんや経費のテーマ、七つ目として、地理情報システム、GISという略語になりますが、この整備についての状況、また8番目、最後になりますが、LGWANというシステムが導入予定になってますが、接続形態などがあります。いささか専門的になりますので、おわかりいただける範囲でお願いいたします。それらの要素を踏まえた上で、わがまち大竹市では小規模自治体としての制約があるかと思います。そういう中で必要最低限のレベルをどのように認識しておられますでしょうか。内部で、職員の皆さんの中で、また組織としてシステムの状況を全体図を把握・考察できる人材の育成や、そのための情報収集についてのお取り組みはいかがでしょうか。

以上、簡単ではございますが、少し専門的な要素を含めた質問として壇上での質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 国を支える若い者が減っていき、そしてその中で今までに経験したことがない状況が発生しております。新しい発想の転換が求められている中、中長期的な視点で限られた資源で効果を上げていくためにどう行政システムをつくり上げ、またシステムを有効に活用するために、そこに携わる人をどう育てていくか、大変難しいことでござ

いますが、大切な視点だろうというふうに思います。御質問をいただきましてありがとうございます。

それでは、末広議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目。新公会計制度導入に向けての固定資産台帳、公共施設等総合管理計画の作成業務、現時点の進捗状況とその活用についてお答えいたします。

固定資産台帳整備と公共施設等総合管理計画策定については今年度中に完成に向けて現在取り組んでいるところでございます。計画の策定に当たり、平成26年に国が指針を示しています。この中で公共施設等の老朽化が進んでおり、これから大量に更新時期を迎える一方で地方自治体の財政状況が依然として厳しく、人口減少等により公共施設等の利用需要も変化していく中で、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点で施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを趣旨としています。

公共施設等の老朽化、厳しい財政状況、人口減少、少子化、高齢化、市民ニーズの変化等の状況は、本市にも当然当てはまることでございます。固定資産台帳を整備し、計画を策定することで、総量を削減し、公共施設等の最適な配置を実現することは、本市にとっても行政の継続性を保つ上で大いに意味はあることだと考えております。

計画の主な内容としましては、まず、市が保有する公共施設等を洗い出し、総量としてどれだけあるのか、維持管理にどれだけのコストがかかっているのかを把握します。

次に、将来人口の見通し、財政状況の分析、今後の修繕、更新費用の推計などから、現状や課題に対する基本認識を整理し、総量の数値目標を設定いたします。この数値目標は、現在の総量より小さなものになると想定していますが、どの施設をどのような手法で削減していくのかは、計画策定後に個別に検討することになるかと思っております。

公共施設等総合管理計画は、市の保有する公共施設等の最適な配置を、長期的な視点で考える際の指標として活用することになると考えています。

次に、統一的な基準による地方公会計の整備についてでございます。

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を策定する目的は、複式簿記の導入や、他の自治体との比較、可能性を確保しようとするものでございます。平成28年度決算からの導入となりますので、新地方公会計に基づく貸借対照表や、行政コスト計算書の作成は、平成29年度からの作業となり、当分の間は、期末一括仕分けで行うものとしています。

仕分けの方法として、期末一括方式を選択したのは、事務的な作業量や、システムに係る経費負担を考慮したこと、また、期末一括仕分けでも貸借対照表の分析、事業別、施設別のコスト情報での分析は、十分に可能であると考えてのことでございます。

固定資産台帳公共施設等総合管理計画、また、新地方公会計は、全国的に既に動き出しているものでございます。これらを整備、策定することで、これまでは漠然と認識していた減価償却費などが見える化されます。他の自治体の活用状況なども情報収集していきたいと考えています。

このような取り組みによって得られる情報は、中長期的な視点で政策のあり方を検討する上での手段、材料の一つとして有効に活用できるのではないかと考えています。

次に、2点目の電子自治体への取り組みの現状と今後の方針につきましてお答えいたします。

電子自治体への取り組みの現状ですが、国の示す新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に対応するため、マイナンバーを利用する事務系のシステムと他のシステムのネットワークを分離するアクセス制御、端末を使用する際に静脈認証を追加する。2要素認証の導入、マイナンバー利用端末における個人情報が含まれるデータの持ち出し禁止設定などの内部不正対策の徹底を今年度実施いたします。

また、インターネットとの接続口を都道府県ごとに集約化し、集中して高度な監視を行う自治体情報セキュリティークラウドについては、県が広島情報セキュリティークラウドを今年度構築することになりました。本市も含め、県内の全市、町で参加することになっています。インターネットリスクの対応について、県と市、町が協働で行いますので、県、市、町のセキュリティーレベルの向上と、システム経費の削減を図ることになります。今後、情報セキュリティーに関する職員の意識を高めながら、ファイアウォールや、サーバーなどで構成する新たな基盤の中で、職員が事務をしやすくなるネットワーク環境を構築し、事務の改善を進めてまいります。

人材育成につきましては、地方公共団体、情報システム機構のeラーニングを活用し、情報セキュリティー研修、及び個人情報保護研修を受講するよう毎年職員に勧めております。こちらの研修につきましては、最新のセキュリティー情報や、個人情報の取り扱いに関する知識の習得、及び意識レベルの向上を目的としております。

また、システム担当の職員は、情報セキュリティーの管理者研修や、地方公共団体専門のシステムやネットワークの研修などを受講しており、電子自治体の推進に必要な知識の習得と人材育成を行っております。

今後とも限りある人的資源を有効に活用し、少ない財源で国の示す方針に従って、電子自治体への取り組みを進めてまいります。

以上で、末広議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） 大変中身の濃い御答弁ありがとうございました。もう90%以上の主目的は果たせたんでここで終わってもいいんですが、ああそうですかって終わっちゃうと会派の代表としてきょう時間をいただいておりますんで、私の役割が少し果たせないところもあるんで、少し質問を続けさせていただきたいと思います。

当然今、台帳整備や、計画の策定、システムの構築、これら全て現在進行形ということですので、大体、国の主導で動いてることなんで、予定でいけば今期末に台帳整備計画が策定され、来年の夏ごろまでには、先ほどのお話にあった県との連携システム、その他がシステム構築が進むということであろうと思います。そういう中で、少し、私がもともと経営者でございましたんで、6月に質問させていただいたときに、マネジメント、公会計制度導入に即した周辺のマネジメントについてのお話を伺ったときに、少し市長のスタン

ス、お答えとニュアンスがちょっとすれ違ってる部分を感じておりましたので、そこについて、関連するかどうかわからないんですけども、例えば、先ほど減価償却費という言葉が出てまいりました。これは、一般事業所では定率法で計算してその導入後の年ごとの資産経費を計算する。公会計においては定額法で、大体耐久年数30年とか40年とか50年で定額法で計算された減価償却費を計算します。一番最初に私が一般質問させていただいたときに、経営と行政、政治の違いを深く学びつつ、その場を迎えたんですけども、経営が求めるものと、行政システムが求めるもの、金銭価値でははかれないものを行政サービスとして提供されてる組織の営みを金銭価値ではかるのは、マネジメントとして少しふさわしくない部分がある。確かにそうだと思います。成果物が円単位でははかれないものですから、マネジメントそのものも円単位ではかりにくいものが出てくるということは理解できるんですが、今の、減価償却費なるものの概念が、官と民とで違うよというのが、私にとっては同じに見えるんです。と申しますのが、民間で設備投資をいたします。減価償却費を年ごとに計算して、これは、定率法ですのでだんだん1年当たりの負担額は下がっていくんですが、そこには当然、使っていく上にだんだんと価値が下がっていくから、1年目より2年目のほうが負担経費額は少ないであろうと、償却期間の8年目は全体の8分の1ではない金額しか負担は認めないよと、これは、税法上で決まってる。ということは、我々一般企業の納税の金額を計算するための仕組みなんです。しかし、実際の生産活動や経営運営上の設備投資の資産の価値は、減価償却残の資産残で、税額は計算できますが、その価値そのものは残存簿価とはいえない。例えば、車は5年償却です。車は、経費として5年償却で認めてもらえます。しかしながら、購入契約書の判こをついた瞬間に、市場価値は下がります。売却を想定した場合の話です。使っていく上での価値は減価償却率に基づいて計算される。でも、売却を前提とした価値を判定するための数字ではないので、そういう意味でいいますと、公共施設の整備計画の中で、減価償却費の計算は何の意味があるんだろう。税金を計算する組織ではない。費用計算で受益者負担を望む組織ではない。減価償却費ですから、残変していくんですが、私はこの計算をする目的は、裏返しでいくと、1年経過したら1年分の費用負担がふえていきますよと、維持するために、30年耐用年数の建物を30億で建てた場合、30年償却ですから1億円ずつの、でも負担がその場で現金が発生するわけでもない、しかしながら、減価償却費はそうやって計算すると。それは、先ほど市長の御答弁にありましたように、これから発生するであろう整備費や建てかえ費用や、そういうものを試算するための裏返しですね、30億から現存価値を引いた、今までに償却した金額がこれから新たに発生してきますよということを算定するための数字だと思います。これは概算です。実際、整備するためには見積もりとってやるんですが、30年資産が29年たてば、相当傷んでるだろうから、整備するのは20年目よりも大きくなるであろうという指標のための数字。そのために、全資産のリストを今回つくりなさいというふうに言われてるんだと思うんです。ですから、もう60年も70年前につくった橋が、もう耐用年数は過ぎてますよと、現存価値はゼロですよといってもあるんですから、今現在、人が渡ったり車が通ったりしとるわけですから、機能は果たしてます。機能価値はまだ存在する。しかしながら、50年経過しとる以上、耐用年数の40年を過ぎてるわけですから、そ

の橋を整備するためには相当大きなお金がいるでしょうね、逆算のための数字ですね。そのために全部の資産を計算できるようにする。これが今回の固定資産台帳整備と御説明のあった公共施設の整備計画につながるんだろうと思います。

その台帳や計画をベースに複式簿記に取り組んでいくと。期末一括方式が選ばれたということでした。当面の費用や、人材育成に時間がかかっていると、先ほどの固定資産台帳も本来、この11月末、昨日までにはできる予定でした。整備計画は今年度中です。その状況が年度末までにはというお話ではありますが、まず、固定資産台帳ができ上がらないと整備計画にもいかないんです詳細に向かつては。ということは、固定資産台帳整備がタイムリミットの11月、予定の11月末を過ぎてしまったわけですから、予定よりおくれてるところです。このおくれた要因、要素、その辺を一つ先にお聞きしたいと思います。全ての事柄が現在進行形で進んでますんで、民間と官の営みの違いが、双方の考え方や思いの違いにつながるんだと思うんですが、それは経営目的と行政目的の質の違いだ。しかしながら、マネジメント、中身を考察してどうあるべきかとか、未来を推計する手法におけるマネジメントの考え方、ここは全く一緒だと思ってます。決して一般企業は、利益を目的にしとるわけではございません。利益はそのために必要なものであるだけです。赤字続きでも企業は倒産しません。信用があれば倒産はしません。ですから、一般企業は、利益のために存在しとるのではなくて、信用を勝ちとることを目的に存在しとるわけです。行政システムはどうでしょうか。信用100%国が保証してくれとる。じゃあ何を目的にするんだ。住民の皆さんに対して、サービスの提供をし続けれる、信用があるわけですから続くわけです。形態は変われども絶対に残る。何を提供するか、安心だと思えます。信用と安心、求めるものは違いますが、質は私一緒だと思ってます。そういう意味で、今後のマネジメントのありようにおいて、根本的に民間の考え方と、行政の営みの考え方が軸が違うんだということについては、ぜひともマネジメントの部分では、全く一緒の同じフロア、同じ立場で議論ができるんだという前提において、マネジメントを語り合いたいなということです。その中で、具体的な質問としては、固定資産台帳の整備が少しおかれてることについての御説明を先にしていただけませんか。よろしくお願いします。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 固定資産台帳の作成がおくれている一番の要因は、土地の特定に時間を要しているということでございます。土地の評価は、公有財産台帳、これと、固定資産税台帳、これを突き合わせて土地を特定いたします。その上で固定資産税概要調書の地目別平均単価に土地面積を掛けると、こうやって1筆ずつ評価していくんですが、実際、やってみると、公有財産台帳と固定資産税台帳の面積が合わないであるとかというのがたくさん出てます。土地が特定できないとかいうことがありまして、今、そこに時間を要しているというのが実態です。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） ありがとうございます。合わない理由が面積でよかったです。査定金額の話になったらまた午前中の話に戻っちゃいけないと思ったんですが。面積がわからない、違うんで整備がおくれているということで安心しました。

それでは、新しい公会計制度の導入に向けて取り組んでいらっしゃる中で、そのツールとしての電子自治体推進計画、ICTの利活用についてのテーマに移らせていただきたいと思います。

私も、年も年ですんで、先ほども総務省の8番までの中身の羅列を読んでもわかるものとわからないものと出てくるんですが、当然、先ほど御説明ありましたように、マイナンバー制度のスタートを切って、その利活用が、今後効果を上げて推進されると、その担い手である地方自治体の窓口業務や、実際の市民の皆様の利便性や、行政システムの効率性を上げるためのシステムはこれから矢継ぎ早に行われるんだろうなと思います。そういう中で、こういう事柄は、先ほどの勘どころのセキュリティーですが、セキュリティーについての意味合いを感覚的につかまえようとしても、我々世代ではもう難しいテーマになってきてます。何が危ないのか、どうしたらいけないのか、なかなか認識そのものが難しい。そういう中で、若い職員の皆さんと何度か触れ合いました。残念ながら総務省へアンケートを地方自治体が出してるアンケートで、多数の項目のアンケートがあるんですが、その中で、インターネットのアクセスが職員全員に提供されてるかという項目が、アンケートの項目の中にあるんですが、千七百数十の地方自治体のうち、数十の恐らく町村レベルだと思いますが、インターネットのアクセスが提供できてないところがあるんですが、どうしてかわからないんですが、中国地方で大竹だけがそこに丸字がついてないんです。インターネット環境が職員さんに提供されてないという表現になってるわけです。実際は、職場の皆さんのパソコン環境の中で、基幹システムとは分離された、遮断されたシステムでメールの受発信や、インターネットアクセスはされてるのは知ってるんですが、全く第三者から見ると、大竹市はインターネットの環境がないと言っとると一緒なんです。大変残念でした。

そういう中で、これからの時代のシステム構築や、セキュリティーを前提としたシステム運用の中で、必要なスキルは、20代、30代、40代の皆さん、子供のころからゲームやって、おじいちゃんのスマホを借りて、対戦ゲームや、動画を送り合うたり、今現在されています。20代、30代、40代の皆さん、その環境を子供たちに提供しとる親世代、この方々には、ITスキルはもう血や肉と同じようにしみついてます。この方々が持つとる、それと、大変アカデミックな集団ですから、本質的な能力はお持ちで、そういう方々が持つとるITスキルをもって、これから先のシステム構築や、システム運営がなされ始めれば、急激な業務革新が進むんじゃないかなと思います。ぜひともこの世代の皆さんの持つとる潜在力を引き出していただくような当初申し上げた人事評価制度の評価項目の中に、要素として明確に織り込んでいただければありがたいかなと。文面としては、提供されてるんですが、人事評価制度の中身について、少し勉強させていただきました。A3判で印刷してもらってちょっと見にくいぐらいの小さな文字の大きな評価表があるんですが、5つのファイルが例規集の奥底のほうにありました。それを、ダウンロードして、こうして手に持つとるんですが、その一つを例に挙げて、評価者の方に、これもともとワードで作られてます、この表は。アップデートもワードファイル、テキストファイルですからワードで読みます。人事評価制度のときに私御質問しましたけども、スタートして最初にぶつかる壁は、恐

らく評価者の指導だと思います。評価者によって、評価ポイントが、これ5点方式でA、B、C方式ですが、どうしても中心寄りになったり、プラス側寄りになったり、マイナス側寄りになったりするような個人差が出てくるだろうと、個人差が出る表を一まとめにしたんでは、また、課員の中で20人の職員の皆さんの査定された査定者が、全体の査定者の分布状況とどう違うのかということ解析することが前提にあるだろうなど。そのときに、ワード文書ですとプリントアウトして紙に書きます。査定ポイントはA、B、C、1、2、3ですから、そうしますと当然ながら、集計の業務は再入力になります。

そこで、これはエクセルで、エクセルという集計が得意な機能を持ったソフトなんですが、今現在、アップされとるデータはワードなんですが、その辺について、この辺をつかさどってらっしゃる部門の方、どちらかちょっとはつきりわからないんですが、御説明なり、現状なり、御説明いただければありがたいと思います。

○議長（児玉朋也） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（吉岡和範） 人事評価の項目、項目と申しますか、作成の資料をワードでなかなか活用しにくいのではないかと御指摘だろうと思います。

今現在、ワードでっていうのは、私はちょっと理由がわからなかったんですけど、最初からエクセルだったような気がするんですけども、市例規の中に載せるときにワードに変換したということはあるかと思います。現在も、入力項目等を集計できるように、いろいろ工夫はしております。最終的な全体の分析もできるようにということは今、考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） ありがとうございます。さすがです。ほっとしました。

エクセルフォームでこれをおつくりになられた御努力大変だったと思います。これだけ昇目が交錯して、縦軸がそろってない表をつくるのは、エクセルでは大変御苦労されるんですが、ぜひともその表をおつくりになられた方の評価に、能力評価シート一般職給料表及び企業職給料表1級から5級までの適応職に向けての能力評価シートの評価項目の3番に、自己開発力という項目がありました。自分に要求されている技術や能力を自覚し、自分の価値を高めることができる能力、着眼点として探求心が旺盛で、幅広い事柄に興味を持ち、自己啓発に積極的に取り組んでらっしゃる。新たな知識や技術を積極的に習得し、業務に活用してる。ここだと思います。エクセルスキルを生かして、目的に即した様式の作成ができてるということになろうと思います。物事を発展的に考え、絶えず向上心を持ってよりよい結果を求めようとする能力、これが業務向上力という項目ですが、その辺においては、この様式をおつくりになられた職員さんぜひとも高いポイントで査定してあげればいかなと思います。よろしく願いいたします。

最後に一つお聞きしたいと思います。

当面、来年度の複式簿記化の推進においては、期末一括方式を選ばれるというお話を伺いました。期末一括方式を選ばれた理由について、もう少し、込んだ御説明いただければ。

またそれに向けてのその理由や事情をどう解消して、取り組んでいかれようとしているのか、その取り組みの方向性、テーマ、その辺をお聞きできればありがたいと思います。

以上です。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 当分の間としまして、期末一括方式を今、選択をしているところでございます。地方公会計制度、公会計の制度導入をしますと、分析をするということで、職員のコスト意識の向上につながるということ、これはもちろん同感でございます。一番の目的は、それもありますけど、行政と議会、また市民が行政運営のコスト意識を共有できる、そういう資料を持てるということだろうと思います。そういう意味でいきますと、分析という結果は、日々行わなくてもタイミング、タイミングで評価をすれば、得られる効果は大きく変わらないだろうということで、業務の手間等考えまして、当分の間は一括方式ということの判断をしているところでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） 最後にさせていただきます。御回答ありがとうございます。

当分の間ということですので、いつかは日々仕分けを始められる思いはお持ちだと、当面は、成果物としての活用を優先するという御回答だったように思います。そういう中で、実際、我々複式簿記を活用して事業を営んでるわけですが、それを、毎月、月次決算に切りかえております。年間リズムでじゃなくて、月次でみずからをみずからで評価し、ある意味ではステークホルダーである金融機関やお得意先に、月次決算書を一部開示します。そういうことを通じることで、自己満足に至ってないかどうか、本当に中身が、先ほど申し上げた信用につながるかどうか、その試金石の数が多いほうが逆に言えば信用を勝ちとる手法としては、制度の高い複式簿記を担って、短期決算でリアルタイムに状況をお知らせすると、これから、最初のお話にありました、公共施設の整備計画を実行するとき、そのときには、周辺に多くのステークホルダーが発生します。小方公民館の体育館を今回、国のおかげで接収いただく、資産を購入していただく、そういう案件でさえこれだけのステークホルダーがいろんな思いを持ちます。

施設の総合計画を、中身を全部公表するわけではないとしても、随時進めていこうとすればするほど、そういう意味のステークホルダーがいろんなジャンルであらわれ、そのときに、先ほど説明できるというお話がありましたけども、1年経過した決算書です。今はどうなのか、あそこまでやっとなかと、30年後まで試算しとるでよと、その中で人口も2万8,000を切ったのうと、それは皆さん共有されてるんですが、市行政の営みを、本当の意味で市民の皆さんが協力する気持ちを持ってくださって、初めて、また、自分じゃ決算書読めんけこれどうなっとなかわからんと、ちょっと銀行の担当者呼んでこれ見てもらおうという人が、支店長に話聞いた場合、こら去年、おととの決算書ですよ。これで私に何か判断せえというんですかというふうに、言われてしまうこの制度出てきます。ここまで中身を整備して、ここまで計画制を持つとる中で、この案件がその地域の皆さんの麓においてきたという、それを説明するときに、1年前の決算書を出して、説明しようとしたんでは、また単式簿記には決定的な欠陥があります。監査に対する対応力が複式簿記と格段に違います。そういう面での合理性を持った仕組みで出された、それも日々仕分けで

職員の方が日々の業務の中で一つ一つを相手科目を追求しながら伝票入力する。そのことを通じて物事の考察が深まる人材がふえていく。その人たちは、先ほど申し上げたように、ITスキル持ってます。情報の共有スキルは持ってます。発信力も持ってます。その方々が恐らく市民啓蒙するんだと思います。市長が市民の皆さんの前へ出て、懇話会で御説明をする機会だけでは、これからの市政行政を理解、納得していただくのは難しいと思います。ぜひとも想定されるステークホルダーの皆さんに対して信頼のある、リアルタイムの情報発信ができる仕組みづくり、人材育成にこれから計画性を持って取り組んでいただくことをお願いして、きょうの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて、15番、田中実穂議員。

[15番 田中実穂議員 登壇]

○15番（田中実穂） 公明党の田中実穂です。

早速、質問に入らせていただきます。どうか、執行部におかれましては、簡明なる御答弁をよろしく願いをいたします。

まず、最初に、食品ロス削減に向けての取り組みについてお伺いをいたします。

食べられる状態なのに捨てられる食品ロスは、家庭やスーパー、ホテルやレストランなど、あらゆるところで見受けられます。農林水産省によりますと、日本では年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの632万トンが食品ロスと推計されています。

この食品ロス削減のための取り組みとして、NPOの活動として、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供するフードバンクが有名でございます。国連も、2030年までに世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させる目標を採択しております。我が国においても、さまざまな取り組みがなされております。そこで、本市においても、まずは、学校や幼稚園、保育所など、教育施設における学校給食や、食育、環境教育などを通して、食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思っておりますがいかがでしょうか。

本市では、給食センターにおいて、栄養士さんの指導のもと、バランスのとれたおいしい給食をいただいて、心身ともに健康に成長されていると信じております。毎日の給食もほとんど完食で、残飯もごくごく少量であると思っておりますが、その実態はいかがでしょうか。

また、家庭においても、食品の適切な管理や、食材の有効活用の取り組みを初め、外食のときには残さず食べる運動や、持ち帰り運動の展開など、市民と事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めることが大事であると思っておりますがいかがでしょうか。

また、災害備蓄品については、防災訓練や、防災講習会の際に、参加者に試食、試飲など、有効活用されていると承知をしておりますが、消費期限、賞味期限、6カ月前などにこのフードバンク等への寄附など検討してはと思っておりますがいかがお考えでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、高齢者の運転免許証の自主返納についてお伺いをいたします。

平成23年3月議会で、同じ趣旨で私は質問をさせていただいております。現代は車社会、1人1台の時代であります。車がなければ、生活そのものが成り立たないといってもいいかと思っております。家から目的地へ、レジャー、買い物、また旅行もあるかもしれません。し

かし、誰もが年をとります。自分では感じなくても、年齢とともに、身体能力の衰えにより、とっさの判断に対応し切れない場合が生じてきます。本人自身はもちろんのこと、事故を心配する家族の方も大勢いらっしゃると思います。本年10月、横浜市で87歳の男性が運転を誤って登校中の児童の列に突っ込み、1人が死亡、6人が重軽傷となる事故を初め、ブレーキとアクセルを間違っ、コンビニや歩道に乗り上げ、多くの負傷者を出すなど、痛ましい報道が続出しております。

公安委員会も70歳以上の方の運転免許証の更新も厳しくし、幾つかの講習が義務づけられております。これらの講習は、自動車の運転に影響を及ぼす可能性があるために、高齢者のドライバーの方に理解をしてもらうために行われております。

我が大竹市の運転免許保有者数は、平成28年ことしの6月末で1万7,723人です。市民の約64%が運転免許証を持っていることとなります。そのうち、65歳以上の方が4,524人、4人に1人が65歳以上ということになります。平成22年末よりも、運転免許証の所持者は1,113人ふえております。幸いにして大竹市では、新聞に掲載されるような事故は起こっておりませんが、平成27年度は、昨年ですが、負傷者発生においては、92件の事故が発生をしており、そのうちの39件が高齢者が絡む事故、そして、ことし10月末では、64件の事故が発生し、うち37件が高齢者絡みということでございます。これ以外に、負傷者のいない事故、いわゆる物損事故というのが平成27年度で706件、本年10月末まで591件起きているということであります。高齢運転者による交通事故の増加を防ぐために、平成10年4月1日から、高齢者の運転免許証返納制度が導入されましたが、免許証は、市役所の申請書請求の際や、銀行や郵便物の引き取りなど、本人確認のための身分証明書がわりとして重宝しており、なくなれば車の運転以外にも支障を来す場合があります。そうしたことから、平成14年6月から免許の有効期限がまだあるのに返納される方で、希望者の方には、身分証明書にかわる運転経歴証明書が発行されるようになっておりますが、これとて申請書の記入や、手数料が1,000円要ります。写真も必要です。そんな面倒なことなら持っいても邪魔にはならないからとっいて、持っいたばっかりに、つい運転をして事故を起こしたという事例が多いわけであります。

前回の質問のとき、事故を起こす前に勇気ある自主返納をされる方に、何か特典を設けることはできないか、住基カードの発行や、公共交通機関の割引制度の導入などはどうでしょうかとお伺いをいたしました。そのときの答弁では、関係機関、関係各課と協議し、検討していきたいということでございました。あれから5年を経過した今日、いまだ何の支援策も講じられておりません。現在の状況についてお伺いをいたします。

最後に、地方創生の後押しに、企業版ふるさと納税の推進についてお伺いをいたします。

ことし4月から、国が認定する自治体の地域活性化事業に寄附した企業が、税控除を受けられる企業版ふるさと納税、地方創生応援税制がスタートしております。企業版ふるさと納税とは、個人が好きな自治体に自由に寄附できる個人版のふるさと納税と違い、企業版は国が地方創生につながると認めた自治体の事業が対象となります。企業が多い都市部に偏る税収を、地方に分散させる狙いがあり、企業が本社を置く自治体には寄附できません。また、税収の多い東京都や、23区などの一部の自治体は寄附を受けられないことにな

っております。ちなみに本市にある大手企業は、本社が全てといたしますか、ほとんどが東京都にあり、大竹市はこういった地元、大企業からの寄附を受けられるということになります。

企業側のメリットは大きく2つあります。1つは、寄附された額の約6割分が法人住民税などから差し引かれることで、控除額はこれまでの2倍になるということ。2つ目は、地方創生に積極的な企業であるとアピールでき、社会的なイメージアップにつながる点であります。

一方、自治体側では、この制度によって得た寄附を財源に、工夫を凝らした取り組みを進めていけるということでもあります。今年度第1次として、8月に認定された事業は、6件81市町村で、人口減対策などを後押しする102事業と、つい先日、11月25日に13道府県と23道府県の32市町が申請した55件が決定、合わせて157事業が認定されたことになっております。今回は来年1月に申請を受け付け、3月に認定の予定だそうであります。企業側からの寄附をふやすには、自治体の発想力が問われることになると思います。企業に対し、自治体がいかに事業の魅力を訴えられるか、その発信力も必要でしょう。積極的に企業版ふるさと納税についてPRしていくことが求められると思います。執行部の取り組みへのお考え、決意のほどをお聞かせいただいて、壇上での質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 広範な視野で大切な問題点をさまざまな角度から御質問いただきました。ありがとうございます。市民の皆様が感じられている豊かさとは何であるのか、改めて考えさせられました。

それでは、田中議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1点目の食品ロスの削減の取り組みについてお答えいたします。なお、学校給食における取り組み等については、後ほど教育長が答弁いたします。

世界中で極めて多くの方が飢餓に苦しむ中、本来食べられる食品を廃棄してしまう食品ロスが大きな問題となっております。国内で廃棄される年間食品量、約2,800万トンのうち、630万トンが食品ロスによるものと言われており、これは、全ての国民が毎日2つのおにぎりを捨て続けている計算になります。こうした中、本市の取り組みとして、保育所給食においては、当日の児童の出席状況に応じて調理し、子供が残さずに食べることができる適量の配膳を心がけています。その結果、廃棄する食品も食べ残しも、非常に少量となっております。全ての保育所児童が食品ロスの概念を正しく理解することは困難ですが、食に関心が持てるよう、食事の挨拶、マナーに始まり、食材と栄養、発達との関係など、楽しく学べるよう各保育所で工夫しながら指導しております。

さらには、保育所で児童みずから育てた野菜を給食用の食材として活用したり、3歳以上の児童には月1回、おやつを実際につくる機会を設けたりするなど、食への関心や、調理の楽しさ、調理する人への感謝の気持ちを体験的に学んでおります。このように、保育所給食では調理、配膳の工夫に加え、さまざまな栄養指導、食育の計画的な実施により、子供たちが食事の基本を知り、好き嫌いなく残さず食べることの大切さを理解することで、

できるだけ食べ残しが生じないように、取り組んでいるところでございます。

また、災害時の避難者等への食糧として、水やクラッカー、レトルト食品などを備蓄しております。賞味期限は5年以上のものでございますが、避難所では、期限の迫っているものから消費するようにし、定期的に補充しております。

また、災害時だけでなく、地域の防災訓練時に啓発用としても使用しています。啓発活動を通じて、個人レベルでの備蓄を推奨していくと同時に、市が多く在庫を抱え、食糧が無駄になることをできるだけ避ける意味からも、民間企業との災害時の食料品の応援協定の締結を進めていきたいと考えております。

世界共通の言葉となりつつあるもったいないという言葉の発祥地は、日本でございます。現状を知り、一人一人が食べ物に感謝し、大事にするという思いを持ち、工夫や取り組みを継続していくことが大切であろうと考えております。

次に2点目の高齢者の運転免許証の自主返納についてでございます。

地理的な条件や、生活スタイル等により、なかなか運転免許証の自主返納が進まない実情でございますが、交通事故は被害者とその家族だけでなく、加害者はもちろん、その家族も不幸に巻き込むこととなります。まずは、運転免許証をお持ちの高齢者、一人一人に御自身の身体機能や、運動能力をしっかりと自覚していただき、運転に自信がない方や、認知症のおそれがある方には自主返納を御検討いただくことが必要と考えております。

御提案の自主返納に対する行政の支援制度については、11月に開催された広島県都市交通安全対策連絡協議会でも議題となり、各市の取り組み状況等が報告されました。県内14市のうち支援事業を実施しているのは、三次市、安芸高田市のみで、1万円分のバス回数券や、タクシー利用助成券等を配付されているようでございます。本市としましても、高齢者の運転免許証の自主返納を促進したい考えはありますが、免許取得者と未取得者のサービスの公平性の観点から、支援制度につきましては慎重に検討しているところでございます。

なお、平成27年6月17日に交付されました改正道路交通法が平成29年3月12日から施行され、75歳以上の高齢運転者への対策が強化されます。免許更新時の認知機能検査で、認知症のおそれがあるとされれば、違反の有無にかかわらず、臨時適性検査、もしくは医師の診断を受けなければなりません。また、認知機能が低下したときに起こしやすいとされる違反行為をした場合も同様で、いずれの場合も医師の診断の結果、認知症とされた場合には、免許の取り消し、または停止となります。このように、改正道路交通法の施行により、認知症のおそれがある高齢者や、認知機能低下のおそれがある高齢者への運転免許証の付与は、厳格化されるため、御操作等による事故は減少するものと考えております。その上で、自主返納を促進するために、どのような方策がとれるのか、慎重に考えてまいりたいと思います。

最後に、3点目の企業版ふるさと納税についてでございます。本制度は、地方創生の実現に向けて、産官学金労言といったあらゆる分野の参画が望まれる中で、産業界からの積極的な寄附を促すことを目的として、本年度の税制改正で創設されたものでございます。地方公共団体のまちづくり事業や、プロジェクトに賛同し、応援しようとする志ある企業

の寄附に対し、新たな税制を創設することで、負担軽減を行うもので、寄附額の3割が損益に算入される従来の軽減措置に加えまして、企業版ふるさと納税制度では、さらに寄附額の3割が税額から控除されることとなりました。また、寄附額は一口10万円からとなっております。

なお、個人が行うふるさと納税と異なり、寄附に対して返品などの経済的な代償を受け取るとは禁止されており、また、本市が市内に所在する企業からは寄附を受けることができません。本制度の活用には幾つかの条件がございます。まず、対象となる事業は、平成31年度までのもので、総合戦略への掲載が前提となります。さらに、事業の申請に際しては、事業内容や費用などを記載した地域再生計画を提出し、内閣府の認定を受けなければなりません。この時点で少なくとも1社以上の企業による寄附の確約が必要となります。地域創生計画に基づいて実施する事業であり、想定より寄附が少なく、市の負担がふえても中止するわけにはまいりません。したがって、近いうちに実施が決定されている事業を、加速させるような活用がふさわしいと考え、制度の詳細が明らかになる以前は、大竹駅周辺整備事業を対象に寄附を募れないかと考えておりました。しかし、事業の実施時期が合わず、現在のところは具体的な進展には至っていないのが実情でございます。今後に向けては、まずは、将来の魅力あるまちづくりに向けて、どのような事業にいつ着手するのかをしっかりと見きわめていく必要がございます。その上で、本制度とタイミングが合致する事業の中で、企業が応援したいと感じる事業はないか、予算編成作業において確認していきたいと思っております。

なお、本市の地方創生の目玉となる大竹駅周辺整備事業等の財源については、現在は個人を対象としたふるさと納税、大竹支援寄附金に力を入れているところでございます。ふるさと納税というネーミングは、税金のイメージを持ちがちでございますが、実際はふるさと大竹を応援していただくための寄附であり、毎年応援いただくことも可能でございます。お一人お一人から寄せられた御好意を結集し、大きな力とする手段として、基金も造成いたしましたので、当面はこちらに注力しながら、地方創生に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、田中議員の御質問への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、田中議員の食品ロス削減に向けての取り組みについての御質問にお答えします。

学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るとともに、望ましい食習慣を身につけさせるなど、食に関する指導の充実に取り組んでいるところでございます。しかしながら、食品ロスにつきましては、平成26年の中央環境審議会において、学校給食用調理施設も食品廃棄物を継続的に発生させている主体の一つであるとの提言があり、環境に配慮する取り組みが迫られているところでございます。

本市におきましては、学校給食での食品ロスを削減する取り組みの一環として、おいし

く、食べやすくする工夫や、調理方法、献立の改善に日々取り組んでおり、学校給食における残食率については、全国規模の調査では、約7%に対し、大竹市では約2%とかなり成果があらわれているところでございます。

そのほかにも、リサイクルの一環として、残菜を鶏の餌に活用したり、学校における環境教育として野菜くずを段ボールコンポストで花壇の肥料に活用したりするなど、食品ロスを削減する取り組みを実践しております。

今後も、こうした取り組みを継続、発展させるとともに、学校給食を中心とした教育活動全般を通して、児童、生徒に環境資源に配慮した食生活、実践しようとする態度や、職を大切にしようとする心を育んでまいりたいと考えております。

以上で、田中議員への答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 田中議員。

○15番（田中実穂） 何点かお聞きをいたします。

食品ロスの削減についてですが、先ほども壇上で申し上げましたけれども、今、日本全国いろんな自治体でこの食品ロスについての対策が行われております。

長野県の松本市では、宴会などの食べ残しを減らすために、乾杯後の30分と、それから中締め前の10分間は、自席で食事を楽しむようにということで、3010運動とこういうのを、職員の発想というふうにお伺いをしたんですけども、そういう運動を進めている。乾杯をしてすぐに席を立てて酌をして回る、よく見かけます。それを改めようということです。我々もいろんな機会があって、確かにいろんな方と挨拶をしたり、酌をして回ったりということがあって、十分おいしい料理を楽しむということができないということもあろうかと思うんですが、それで、今言ったような、そういうことをすれば、3010運動とか、そういうことをすれば、確かにもったいない食品ロスというのは削減できると私もそのように思います。

それと、おいしい料理ですから、これちょっと家に持って帰ってという考えがあるかもわかりません。これなかなかお世話する方に、あるいはお店の方に、済みませんちょっと包んでくださいというの言いにくいもんですね。だから、こういう場合も、いわゆる世話をされる方、また、お店の方等が、どうぞお持ち帰りくださいというこの一言があれば、非常にそういったロスの削減にもつながるのではないかというふうに思います。ともあれ、市民一人一人がまた、各家庭から食品ロス削減運動というものを起こしていく必要があるかというふうに思います。そこで、できたらこういった運動を広報おたけでも継続的に呼びかけていくということも私は大事なのではないかなというふうに思います。また、そのときに他の自治体の取り組み等も紹介するなどすればいいのではないかと、積極的にこの食品ロスに結びつくそういった案もぜひ市民の皆様にお伝えする、していただくということも必要ではないかと思うんですが、この件について再度御答弁お願いいたします。

○議長（児玉朋也） 副市長。

○副市長（太田勲男） 食品ロスの問題でございます。3010運動、なかなかいいアイデアだと思います。先ほど、つぐのがある程度飲食の場が、仕事の場となっているような体質のところも多々あるようなこともあります。これについて、ある程度のこの御意見について

は、私は十分に賛成するところでございますが、また、食事を持って帰る、残った料理を持って帰る件でございますが、それは店の方が声かけていただく等、いろいろ考えられますが、食中毒の問題、その辺の問題をどう対処して、飲食店の方が対応してくださるかが一番大きな課題だと思います。その辺のことに注意しながらこの件については進めていくべきだと思っております。

また、食品ロスの問題については、ロスをなくすのは素晴らしいことだと思っておりますが、飲食料関係、そういう食事とかを提供してる御商売をされておる方にとっては、全体的な消費でありますとそれだけの利益が減ってきます。それは考えたら本来いけない話ですが、そういう業者の方もいらっしゃいますので、慎重にこの件については考えさせていただきます。

それと、3010については、大変賛成でございます。私ども先に食事をいただきたいということはたくさんありますので、大変いいことだと思います。また、食品ロスについての考え方等について、広報等での掲載についても進めていきたいと考えております。

○議長（児玉朋也） 田中議員。

○15番（田中実穂） ありがとうございます。ぜひ、広報紙等でこの食品ロス、世界では飢餓に苦しんでそういう難民もたくさんいらっしゃる、そういうこともあわせて、ぜひ市民皆さんにお知らせするとともに、食品ロス削減に協力していただく、取り組んでいただくという方向でぜひお願いしたいと思います。

それでは、2番目の運転免許証の自主返納について少しお伺いいたします。

先ほど、御答弁の中で、広島県における支援自治体のことについてありました。広島県の安芸高田市、三次市等が1万円の回数券、公共交通のそういう1万円相当の回数券であるとか、あるいは、広島県の交通系のICカード、PASPYというのがありますが、それをやはり1万円程度相当というのがこれは三次市なんですけども、自治体がそういう支援をしているのはこれだけなんですけど、実は、広島県内で41のタクシー会社がこの自主返納された方、運転免許証経歴証明書というのを発行されますが、その発行があれば、タクシー1割引きだと、こういうのもあります。中には、65歳以上の人いうところもありますし、また、年齢制限ありませんと、いずれも、この自主返納された方に限りませけれども、こういう制度もやってるわけです。ですから、大竹市でもぜひ、特典というものがなくなかなかこの自主返納は進まないと思います。ただ、私びっくりしたんですが、先日ちょっとおおたけに掲載しちよってお聞きしますと、去年、今までは平成26年度前までは、1カ月や2カ月に1人か2人だったんですよ。ところが、先日行ってお聞きしたら、平成27年度に何と62人、ことし10月末で57人、また、返納するための相談件数が非常にふえてるということでもあります。この要因は何かといいますと、やはり、高齢者による交通事故という報道が昨今大々的に報じられて、うちのおじいちゃん、うちのおばあちゃんもう戻したほうがいいんじゃないかと、家庭内でけんけんがくがくするところもあるそうですが、やはり、家族の方がそういった交通事故を起こす、自分があるいは、けがをするだけならいいんだけど、相手にそういう不幸な目に遭わせてしまう。そういう加害者になってしまうということで、こういうことだと思うんですが、さらに、先ほど申しましたように、特

典があれば、この自主返納というのもまだまだ進んでいくのではないかなというふうに思います。ただ、運転免許証の経歴証明書の発行も、今、何もないんでしょうがないということで、経歴書も要りませんとこういうふうに言って、免許証だけ返納された方、これから後に例えば大竹市で何かそういう特典を持ったときに、じゃあいつまでさかのぼって、その運転経歴証明書を発行できるかって聞いたら、5年だそうです。5年を過ぎてしまったらだめなんです。だから、5年の間に何か特典があればその特典に恩恵を受けることができるんですけど。そういう状況でありますので、できるだけ私は、不幸な事故をこの大竹市からなくすためにも、勇気ある自主返納が進むような、そういう特典というものも私は必要じゃないかと、タクシー会社等に声をかけていくというのも一つの例だと思います。1割ほど値引きをしていただけるということですから、大竹の場合はもうちょっと引きますよということになるかもしれませんが、公共交通もあります。その辺のところの線引きの難しさというのも公共交通にあるかと思えますけれども、やはり、自主返納してよかったという声も聞きます。実は、今朝、9時過ぎにあさいちという番組がNHKであります。そこで群馬県の前橋市で、免許の返納をどう考えるかというテーマで、実はテレビでやっておりました。返納に来た人が、寂しい気持ちですと、寂しい気持ちですが、反面ほっとしたという安心感がありますと、こういうふうに語っておられました。そうだなというふうに私も思ったんですけども、みずからが加害者にならないということは、ひいては家族を守るということにつながると思えますので、この特典についての支援策、ぜひ検討していただきたいということを申し上げさせていただきます。

前向きな答弁がいただければいいんですが、さっきの答弁では、検討するというので、これ以上お願いしても、今すぐということないと思いますが、ぜひ、繰り返すようですが、大竹市からそういう悲しいニュースが流れないように、ぜひ積極的にこの施策に取り組んでいただきたいということをお願いをいたしておきますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に、企業版のふるさと納税についてお伺いをいたします。

いろいろと難しい条件があるようです。平成31年度までのものであるとか、既に総合戦略に上げている事業であるとかいうことですが、この税の恩恵を受ける、企業側から見れば、地元企業としてやはりその自治体が発展をしていただきたいということであろうと思います。ぜひ、これも積極的に私は、企業にお話をしていただきたいと思うんですが、お伺いしますが、既に進んでいる事業とか、また進めようとしている事業でも、これは可能なんですよ、それでないとだめということなんですか。平成31年度末で事業が完成しない事業についてはだめだということなんですか。例えば、小方地域まちづくり事業があります。総合戦略にも入ってますが、こういう整備などについては、条件的にはオーケーということになるんでしょうか。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 対象になる事業につきましては、平成31年度までに事業が終わっていないといけないということはないです。ただ、平成31年度までに29、30、31とお金を使う事業があることが前提です。平成31年度に終わらない、まだ先にあって、そっち側に使いたいから今のうちためておくとかいうのは該当になりません。

- 議長（児玉朋也） 田中議員。
- 15番（田中実穂） それでさっきの市長の答弁に大竹駅、東口整備事業にも当然オーケーということになりますよね。
- 議長（児玉朋也） 企画財政課長。
- 企画財政課長（三原尚美） 今、考えている段階では、大竹駅の事業は難しいのではないかと考えております。というのが、平成31年までには、形に余りにもならないので、ちょっと難しいのではないかなと考えております。
- 議長（児玉朋也） 田中議員。
- 15番（田中実穂） じゃあ、先ほどの小方地域まちづくり事業、これについてはオーケーだというふうに私は捉えたんですが。それはそれでいいんですか。大丈夫ですか、小方まちづくり整備事業。
- 議長（児玉朋也） 総務部長。
- 総務部長（政岡 修） 今、構想策定中でございますので、今の段階では余りにも大丈夫ですと言いくいところはあります。ただ、普通に納税した後のつけ加えて寄附をした額の60%が控除になるということは、寄附した会社とすれば、40%部分は従来の負担金額よりも負担増になりますので、会社としましても普通だと応援をするということについて株主等にしっかり説明するというこういう部分が出てきますので、こちらとしては思いはあってもなかなかゴーという形になるかならないかとちょっと微妙なところで、事業始める前に寄附の確定をしとかなければいけませんから、しっかりした計画を会社に見せて、会社が寄附を確約すると、こういうことが前提になりますので、いろいろ手続的に当初、大竹駅でいきたいというような思いを持ったときよりも、難しい制度なんだなということを実感されたということが現在です。
- 議長（児玉朋也） 田中議員。
- 15番（田中実穂） 難しい面もあるようですが、私が思うのに、今、大竹も小方地域まちづくり事業いう形で、小方のまちづくりを進めようとしてるわけですが、そこで私は、大竹の晴海の公園ですよね、これの整備がやはり大竹にとって一番大きなウエートを占めるのではないかなというふうに思っております。晴海のあそこの公園をさらによそからも来ていただく、あるいは、もっと充実したもの、また使い勝手がまだまだ私は広がっていくんじゃないかと思うんで、そこで、私が今回、生活環境で岩手県紫波町のオガールというところへ視察させていただきました。ここはPPPという公民の連携で、すばらしいまちづくりやっておりました。私が特に思ったのは、ここに建物もそうなんですけども、宿泊所が、そこに建物の中に入っている。宿泊所があるということは、いろんな使い勝手が広がっていくと思うんです。あれだけの晴海公園や、球場もありテニスもありサッカーもできるし、いろんなことできる。あそこにもし、宿泊所、泊まることができるのであれば、それは大学とか、社会人もあるかもわかりませんが、冬場の合宿とか、夏場の合宿とか、そういうことも私は大きく広がっていくのではないかなというふうに思っております。交通の便はどこにもないような高速道路、JR、そして、船は旅客はありませんけれども、今からあこがれ港がどのように進んでいくかわかりませんが、私は本当に大きくこの晴海

の利活用というものが、これからの大竹市を支えていく大きなものになっていくのではないかとこのように思います。ぜひ、私どももこれからも検討していきますし、市民の皆様にもいろんなアイデアを聞きながら、紫波町みたいに、公民の連携をしっかりとこれから進めていって、すばらしいまちづくりに向けて頑張っていきたいということをお伝えして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて、3番、賀屋幸治議員。

〔3番 賀屋幸治議員 登壇〕

○3番（賀屋幸治） 3番、大竹新公会の賀屋でございます。

今回は、夢のある御質問をさせていただきたいと思っております。

マロンの里の活性化についての御質問でございます。

大竹市の中山間地域、これは、沿岸部に比べて、少子高齢化と人口減少が進行しており、特に栗谷地区の高齢化率は、ことしの11月1日現在で54.8%となっております。これは、年々増加の傾向であり、高齢化と後継者不足による農業の弱体化がこの地域の最大の課題であると思っております。過疎化による空き家の増加や、耕作放棄地への対策強化が急務ではないかとも思っております。こうした中、農林業の振興のために、地域の活性化も含めて、目的として平成12年3月にマロンの里交流館が完成をいたしました。地元の新鮮野菜や、特産物の即売、郷土料理を提供するレストランなど、産品出荷農家の生活や、新たな雇用の創出など、高齢化が進む地域住民の生きがいの場として大きく貢献をしているということは明らかでございます。また、農産物の生産者がみずから食品へ加工製造し、販売まで一貫して行う農産物のいわゆる六次産業化への推進は、農業者の皆さんの生き残りをかけた事業であり、今後は独自の特産品など付加価値を高めた商品の提供が求められるものと思っております。ちなみに、現在、マロンの里交流館への産品出荷登録者数は約200人、そのうち、常時出荷されてる方は20人程度で、また、従業員は販売部門が7人、レストラン部門が6人で運営をされております。

また、平成27年度の年間来場者数は、約8万人でございます。売上高は約4,000万円となっております。しかし、この数値というのは、近年一時的に回復基調が見え始めたものの、平成12年の開場当時の来場者数には及んでおりません。依然として減少傾向は続いて、今後も同様に推移するものと懸念がされております。

平成27年度の年間来場者数を月別に見てみますと、4月、10月のマロンの里祭りが開催される月が1万人台で最も多いわけですが、次に、8月、9月、11月が7,000から8,000人台であり、冬場の12月から3月の閑散期は、2,000人から3,000人というふうに落ち込んでおります。生産者といたしましては、年間を通して安定供給が望ましいわけですが、現状では繁忙期と閑散期、また、休日と平日で来場者数の変動が大きく、農産物の安定生産、安定供給につながっていないことがマロンの里交流館の運営上の課題でもあり、地域活性化の重要な点ではないかと思っております。

そこで、年間を通して安定的な集客と収益を確保するための対策として、マロンの里に温泉を掘削し、新たな観光資源の創出により、地域振興と活性化を図るということを提案したいと思っております。かつて、マロンの里交流館の建設計画に当たっては、当時、交流館を

核施設として、温泉施設、キャンプ場、対岸にはキャビン等の施設を配置し、一帯を保養交流地とした全体開発構想や、計画があったと聞き及んでおりますが、この当初の温泉施設を含んだ構想や計画が実際に存在したのか否か、また、存在したとしたら、現在どのような扱いになっているのか、その経緯とてんまつについてお聞きしたいと思います。また、温泉掘削についての御見解をお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） わがまち大竹をどうやって元気にするのか、常にこのような視点でアイデアを練り、精力的な活動をなされている中での具体的な御提言をいただいての御質問ありがとうございます。

それでは、賀屋議員の御質問にお答えいたします。

マロンの里の活性化についての御質問でございます。

マロンの里は、都市部と沿岸部の交流拠点として、中山間地域の核となっております。オープン当時ほどには戻っていませんが、ここ数年は、来場者数も売り上げも一時期よりは盛り返しているところでございます。御質問にございましたマロンの里の建設に係る構想や計画についてでございますが、平成6年9月に職員による沖ノ窪地区開発事業研究プロジェクトチームを設置し、温泉施設を核としたリゾート開発をテーマとして、調査研究しております。

平成7年3月の中間報告では、施設の内容によっては、利用者も十分に見込まれるであろうとしながらも、安定的な利用を確保するためには、周辺の施設に劣らない魅力にあふれた集客力の高い開発が必要であろうとされています。また、他市の例から、集客能力を保つためには、常に施設の更新を余儀なくされるおそれがあるとし、市民の負担の上に立ってまちづくりを行うものであるため、市民のニーズはどこにあるか、どこに向いていくかを慎重に検討した上で、事業の決定を行うことを提言しております。平成8年度にはさらに具体的な検討を行い、基本構想の報告を受けています。報告書の中では、芝生広場、河川整備、交流館、宿泊施設、農園などとともに、年間を通じて安定的な集客を期待できる施設として温泉施設が上げられており、総事業費は36億円に上り、運営経費は年1億5,000万円に上ると試算されておりました。このため、報告書では、利用者の動向を慎重に把握し、数期に分けて柔軟に計画の見直しを行いながら進めること、また、利用者が予定どおり確保できない場合には、将来的に多大な財政負担を強いることになることに留意する必要性をうたい、市民の負担する限られた財源をもって、いかにバランスのとれたアメニティータウン大竹を実現するかということに十分留意し、慎重に検討を行うべきことが特記されております。プロジェクトチームの提案事業をそのまま実施することはできませんでしたが、芝生広場や交流館などが農村整備総合計画に組み込まれています。温泉施設につきましては、年間を通じて安定的な集客を期待できる、魅力ある施設であることについては同感でございますが、将来的な経営の不安感から、今のところ検討するに至っておりません。

議員がおっしゃいましたように、マロンの里は季節に左右される要素が強く、冬場は来場者数が減り、売り上げも下がる傾向にあります。指定管理を受けているJA佐伯中央が、苦勞されながら運営を行っておりますが、地理的な面を考えると、冬場でも安定した来場者を確保することは、かなり難しいと思われるのが現実でございます。冬場でも来場者を呼び込む、または、冬場以外の時期に冬場の落ち込みを補うだけの集客と、売り上げのアップを図る、あるいは、全く違う方法を考えるなど、アイデアを駆使した対策は必要だと思っております。課題と向き合いながら、中山間地域の活性化を図っていかねばならないと考えております。

以上で、賀屋議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） 御答弁ありがとうございました。

平成6年から沖ノ窪開発というプロジェクトで検討されたということで、確かにそのときには温泉開発もあったということでございました。実際に、その構想の中で今の36億の建設費がトータルでかかるだろうというような、壮大な計画であったということで、その当時、なかなかそれを全部実施するといえますか、動かすということは無理であったんだろうというのは改めて理解はするところでございますけれども、実際に目的といえますか、その趣旨、栗谷地域の活性化に向けて、何をすべきかというコンセプトというものは、集客をすることによって、そこに人が集まれば、栗谷地域を知らない人も市外からの人ですけども、知ってもらえると、そういうPRの拠点になれば、当然観光地としてもですけども、にぎわいの場として大きな活性化の原動力になるんだろうということの当初の目的、発想がここにあったかと思えます。そういった中で、温泉という一つのアイテムを断念をその当時はされたわけですけども、実際に温泉が出るかどうかという非常にかけのような部分があるんだろうと思うんですけども、中国山地、この地域を含めて、中国地方では、火山地帯でございませぬので、九州やそういった火山が多くあるところのように、温泉がどこ掘っても出るというようなことではないかもしれませんが、少なくとも、熱いお湯が、つまり、温泉として可能性がどうかということになりますと、地熱というのがございまして、100メートル下がるごとに、深くなるごとに地熱は約2度から3度ずつ上昇するということでございます。そして、例えば1,500メートル掘ると、地表よりも45度ぐらいは高くなるので、その地下水をくみ上げれば温泉ということになると、温泉の成分でございまして、この中国地方は、ほとんどラドンであるとか、そういったものの含有量が花崗岩ですから、検出されるということで、成分としても温泉の効能は認められるだろうと、温度も25度以上が温泉という定義でございまして、先ほど言いました、2度から3度ずつ地熱は上がっていくんで、何メートル掘るかによって、より温度の高いものが確保できるのではないかとこのように考えます。当然、その温泉を掘ることになると、相当の調査、探査をしていかないと、少なくともどこにどういうふうに水脈があるかというのをしっかり調査をしないといけないわけでございますけれども、広島県の中でも大体100カ所ぐらい温泉があります。今、営業してるところがあると思うんですけども、そういうところも、冷泉であったり、それは沸かさないとはいけませんけれども、ある程度温泉の適応にある温泉

もありますし、それぐらいの広島県の中でも温泉掘削といますか、温泉の需要があるということでございますので、大竹市には温泉施設は1カ所もありませんし、できればそういうことにチャレンジをしてもらいたいなという思いはあります。

そして、先ほどのマロンの里を中心とした活性化の中で、温泉とは直接、今、関係ないわけですが、わがまちプランの後期基本計画の自主計画ですね、これの中には、集落営農の担い手の育成事業というのがあります。それと、広島地産地消促進事業、また、広島森づくり事業、こういう事業が中山間地域の振興のために事業化が組まれております。集落営農の担い手というのは、人と農地のプラン、マスタープランというのをつくるわけでございますけども、それを平成28年度つくるようになっておりますけども、そのあたりの現状ですね、現在どういう進捗なのか、もうできてるのか、今からいただけるのか、そのあたりお聞かせをしていただきたいと思います。それとあわせて、先ほどの広島地産地消促進事業、これも、平成28年度は特産品の研究、開発あるいは、PRという形で200万ほど予算がついてるかと思えます。また、市とJA佐伯中央でそれに向けての協議会を設立するというふうな説明がありますけども、その進捗状況はどうかということをお伺いしたいと思います。

また、広島森づくり事業、これは、交付金が1,800万ほどついておりますけども、28年度の地域資源活用、ここでマロンの里の裏山の整備というのがうたわれております。これらの進捗状況、そのあたりがどのように推移しているのか、つまり、こういう中山間地域のいろんな事業が展開されておりますけども、その、展開の中で、より活性化に向けた取り組みがほかにないのかということの思いから、温泉掘削ということの提案をさせていただいたわけですが、並行して、今の取り組みについても当然、進めていかないといけない事業でございますので、どのような方向性でどういう進捗状況なのかというのをいま一度お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（児玉朋也） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（中川英也） まず3点ございましたけれども、最初に人・農地プランの関係についてお答えをしたいと思います。

これまでに、栗谷地域とか、松ヶ原地域も含めて、自分の農地の将来をどう考えているかということで、アンケートをとっております。今後、高齢化が進み、耕作放棄地がふえていくことが予想される中で、御自分の農地をどういうふうにしたいかといった内容を盛り込んだアンケートの実施をしております。

そこで、平成28年度につきましては、大栗林地域、こちらのほうに農地中間管理機構のコーディネーターさんが1名ほどいらっしゃいますので、その方を中心に大栗林の将来をしっかりと見据えて、現状の理解を深めていただきたいと思いますということで、その地域の法人化も視野に入れた住民説明会をここ最近開いております。多くの方が参加していただいております。かなり関心を持っていただいたのではないかと考えております。プラン作成に向けて、もう一歩のところまで今、来てるというふうに私どもは感じております。

それから、人・農地プランといますのは、その地域の農業をいかに継続して、また、その継続するためにいかにその方法は何かがあるか、狭い田畑をお一人で耕して、家族で耕

していくというのも限界がございますので、その辺のところを集落でどういうふうに取り組んでいくかということで、計画を立てるものでございます。

その次に、広島地産地消の促進事業の関係でございます。

これは、マロンの里を中心といたしまして、栗谷地区と松ヶ原地区の活性化を目指すために策定したものでございます。

まず、地産地消を進めていく手段の一つとして、地域の農家の方々が生産する野菜などをマロンの里に集めて、給食センターへ出荷すると、いわゆる地域ぐるみ契約農家を育てていこうというのを目指しております。これまで出荷者の方を集めた地域説明会とか、給食会議などを開催いたしまして、今年度から給食センターへ出荷を開始することが既にできております。品目につきましては、当初4品目程度を予定しとったんでありますが、現在、6品目がマロンの里を介して給食センターのほうに出荷をされております。

今年度の予算、先ほど200万円というふうにおっしゃられました。数字を四捨五入して計上しておりますので、本年度の予算につきましては、150万円でございます。これにつきましては、県費が2分の1、市費が2分の1というふうな内訳になっておりまして、地元農産物を利用した特産品開発やお菓子づくり、また、マロンの里PRを効果的に展開していくための研究、研修費用などに充てる予定でございます。

来年度以降のほうが、かなりの金額を計上させていただいておりますけれども、これは、県のほうの補助金のほうがつきましたら、現在不足しております野菜の保冷庫とか、各作業場の何分古く傷んでおりますので、その辺のリニューアル等も考えていきたいというふうに思って、数字に上げさせていただいております。

それから、マロンの里裏山整備事業ですが、広島の森林税を100%充当した事業でございます。これは、平成26年度から3年間の継続事業でございます。平成26年度が620万、27年度が500万円、今年度28年度は600万円を予定しております。今年度で終了する予定でございます。

裏山の森林所有者の御了解を得まして、古く枯れた木を伐採したり、遊歩道を整備したりして、市民の方があそこを散歩しながら、登山をしながら、栗谷地域の景色を満喫しながら歩いていただけるような、自然環境を整備しております。一応、森林税は、平成28年度をもちまして、第2期が終了いたします。今後、第3期が継続するかどうかにつきましては、広島県のほうで決定されますので、それが決定されれば、マロンの里裏山整備は終わるわけではございませんけれども、それ以外のところも視野に入れて、継続して森林整備等をやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。

いろんな仕掛けといいますか、取り組みをされて、着実に進んでいるというふうに取り組みました。ただ、非常にこういつちやなんですけども、地味な取り組みで、大切な取り組みではありますけども、地味な取り組みかなというふうに一方では感じました。

先ほどから、温泉掘削ということをテーマに取り上げて質問しておるわけですが、先ほどから、温泉掘削ということをは莫大な経費でございますので、それを取り組みとい

うのは今の段階でも当然、無理であろうということは思いますけども、温泉を掘削するだけでどれぐらいかかるのかということでございますけども、大体、バブルの時代ですけども、これで1メートル掘削するのに10万円ぐらいというふうに言われておりました。今は、7万円ぐらいというふうに若干ちょっと下がっておりますけども、1,000メートル掘削すると7,000万円、1,500メートル掘削すると、1億350万、約1億5,000万もあれば、千五、六百メートルぐらいは温泉の掘削はできるんだろうと、そうすると、先ほどの地熱のことを考えると、40度から45度ぐらいの熱源は確保できるのではないかなと、その温泉の掘削をすることだけを取り組んで、その温泉が出ればPFIであるとか、先ほど話ありましたPPPでもいいんですけども、民間事業者の協力を得ながら、それこそプロポーザルで温泉源を活用した施設の整備、あるいは管理、運営を含めて、民間に委ねるということで、市民にはその温泉を利用する上で、助成金を出すと、割引をするとかという形で、市民に対しての恩典も考えられるということで、いろんな方法が温泉さえ出れば、運営面、施設の管理面を含めてですけども、考えられるのではないかと思うんですが、そういったことも視野に入れながら、このマロンの里というものをさらに知恵を出して、活性化できるようなそんな夢をかなえていただけるような、検討をしていただきたいというふうに思います。そのあたり市長さんどのように思われますか。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 近くにあります小瀬川温泉であるとか、大野にありますべにまんさくの湯とか、いろんな温泉の運営状況、それから、経営状況等をしっかり精査させていただきます。考えさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。

きょうは、夢を語る質問でございまして、夢を見ながら質問した寝言ではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 以上で、一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は15時10分を予定いたします。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

14時58分 休憩

15時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第4 選第1号 宮島競艇施行組合議会議員の補欠選挙について

○議長（児玉朋也） 日程第4、選第1号、宮島競艇施行組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

議員辞職に伴いまして、宮島競艇施行組合議会議員に1名欠員が生じています。宮島競

艇施行組合同規約第5条第3項の規定により、補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

宮島競艇施行組會議員に細川雅子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました細川雅子議員を、宮島競艇施行組會議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました細川雅子議員が宮島競艇施行組會議員に当選されました。

ただいま当選されました細川雅子議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第52号 公平委員会委員の選任の同意について

日程第6 議案第53号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（児玉朋也） 日程第5、議案第52号公平委員会委員の選任の同意について及び日程第6、議案第53号教育委員会委員の任命の同意についての2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第52号及び議案第53号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第52号公平委員会委員の選任の同意について御説明申し上げます。

御承知のように、公平委員会は、地方公務員法で3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。この委員のうち中川保彦氏が、12月22日をもって任期満了となります。中川氏は平成24年12月23日から大竹市公平委員会委員として職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分ない方でございますので、引き続き選

任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めるところでございます。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

続きまして、議案第53号教育委員会委員の任命の同意について御説明申し上げます。

御承知のように、教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。この委員のうち川口洋子氏が12月10日をもって任期満了となります。川口氏は、平成27年4月1日から教育委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により市議会の同意を求めるところでございます。

なお、このたびの委員の任期でございますが、平成25年の法改正により、法施行から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期については、任期満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めることとされているため、他の委員の任期満了の年と重ならないよう平成28年12月11日から平成30年12月10日までの2年間を予定しております。

以上まことに簡単でございますが、議案第52号及び議案第53号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより本2件のうち、議案第52号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号を採決いたします。

議案第52号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号はこれを同意することに決しました。  
続いて、議案第53号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
ただいま議題となっております議案第53号を採決いたします。  
議案第53号は、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第53号はこれを同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第7 議案第54号 大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第61号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
広島県市町総合事務組合同規約の変更について

- 議長（児玉朋也） 日程第7、議案第54号大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから日程第9、議案第61号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更についてに至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。
総務部長。

〔総務部長 政岡 修 登壇〕

- 総務部長（政岡 修） 議案第54号、議案第55号及び議案第61号の3件について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第54号大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が本年11月に改正され、平成29年1月1日に施行されます。これに伴い、大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正をしようとするものでございます。

主な改正の内容といたしまして、第8条の2では、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について規定しておりますが、その対象となる子の範囲を特別養子縁組の監護期間中の子等を追加して拡大し、あわせて字句の整理を行うものでございます。

第11条、第15条の2、及び第16条の改正は、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年の期間内に、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる介護時間の制度を規定するものでございます。

第15条の改正は、介護休暇を請求できる期間を3回まで分割できることを規定するもの
でございます。

最後に附則でございますが、附則第1項では、この条例の施行期日を平成29年1月1日
としています。附則第2項では、経過措置として、この条例の施行期日に介護休暇の初日
から起算して6月を経過しないものについても、施行期日以後に残余の期間を分割して取
得できるよう規定しています。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

続きまして、議案第55号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について説明申し
上げます。

人事院は去る8月8日に国家公務員の給与等に関し、俸給月額を平均0.2%の引き上げ、
また、期末勤勉手当の支給月数について、0.1月の引き上げ、また、扶養手当の支給額の
見直し等の実施をするよう勧告しました。

この給与改定につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正す
る法律が国会において可決され、公布されたところでございます。

本市におきましても、県内他市の動向等を勘案し、国家公務員に準じて、職員の給与改
正等を実施しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について説明申し上げます。

第1条は、勤勉手当の支給月数について、0.1月分を引き上げるとともに、国家公務員
に準じて、給料表の給料月額を改定するものでございます。また、あわせて字句の修正を
行うものでございます。

第2条は、配偶者に係る扶養手当の支給額を1万3,000円から6,500円に、子に係る扶養
手当の支給額を1人につき6,500円から1万円にそれぞれ改訂し、勤勉手当の支給月数を
6月及び12月期それぞれ0.85月に改めるものでございます。また、あわせて字句の修正を
行うものでございます。

最後に附則でございますが、附則第1項では、この条例の施行期日を公布の日とし、扶
養手当及び勤務手当の支給に関する改正規定の施行期日を平成29年4月1日としています。

附則第2項では、給料表に関する改正規定については、平成28年4月1日にさかのぼっ
て適用すること、勤勉手当に関する改正規定については、平成28年12月1日にさかのぼっ
て適用することとしています。

附則第3項では、この条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の給与の内
払いであるという事務処理上の措置を規定しています。

附則第4項ですが、扶養手当に関する特例として、平成29年4月1日から平成30年3月
31日までの間は、配偶者に係る扶養手当の支給額を1万円に、子に係る扶養手当の支給額
を1人につき8,000円にそれぞれ改定し、支給額の改定に伴う手続等について規定してい
ます。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

続きまして、議案第61号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及
び広島県市町総合事務組合規約の変更について説明申し上げます。

広島県市町総合事務組合は、現在8市9町11の一部事務組合、1広域連合の合計29団体により組織されています。このたび、本組合の構成団体である山県郡西部衛生組合が平成29年3月31日をもって解散し、同年4月1日から本組合を脱退することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合理約を変更することについて、関係地方公共団体と協議を行うため、市議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第54号、議案第55号及び議案第61号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第56号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第57号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第10、議案第56号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について及び日程第11、議案第57号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第56号及び議案第57号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第56号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例は、一般職の職員の勤勉手当の引き上げに伴い、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当を0.1月分引き上げるものでございます。

次に、附則第1項でございますが、この条例の施行期日を公布の日とし、第1条の規定を平成28年12月1日にさかのぼって適用し、また、第2条の改正規定については、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

続きまして、議案第57号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例は、一般職の職員の勤勉手当の引き上げに伴い、議会の議員に支給する期末手当を0.1月分引き上げるものでございます。

次に、附則第1項でございますが、この条例の施行期日を公布の日とし、第1条の規定を平成28年12月1日にさかのぼって適用し、また、第2条の改正規定については、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第56号及び議案第57号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第58号 大竹市税条例等の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第12、議案第58号大竹市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 青森 浩 登壇〕

○市民生活部長（青森 浩） 議案第58号大竹市税条例等の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律及び所得税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布されたことなどに伴いまして、所要の整備を行うため、大竹市税条例等の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の主な内容について御説明させていただきます。

まず、1点目として、市民税の修正申告等の場合における延滞金の計算の基礎となる期間について、一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

2点目として、個人の市民税に関して、健康の維持増進等に一定の取り組みを行うものが特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について規定するものでございます。

3点目として、個人の市民税に関して、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額または特例適用配当の額に係る所得を分離課税することに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

以上が改正の主なもので、その他、引用条項の整備等の必要なものにつきましても、規定の整備を行うものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日に関する規定は附則第1条に、経過措置につきましては、市民税に関するものを附則第2条に規定しております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第58号の提案理由の説明を終わります。
よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第58号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第59号 大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第14 議案第60号 市道路線の認定について

日程第15 議案第67号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（児玉朋也） 日程第13、議案第59号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正についてから日程第15、議案第67号市道路線の廃止及び認定についてに至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 坪浦伸泰 登壇〕

○建設部長（坪浦伸泰） 議案第59号、議案第60号及び議案第67号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第59号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回提案いたしました道路占用料の改定につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が平成25年に公布され、道路法施行令別表の占用料について、地価の下落に伴う占用料の引き下げの改正が、平成26年4月1日から施行されました。これに伴い、広島県の道路占用料徴収条例が改正され、平成27年4月1日から施行されました。本市の条例におきましても、県条例の単価を準用して改正するものでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

続きまして、議案第60号市道路線の認定について御説明申し上げます。

嵐谷奥谷尻線につきましては、広島県における県道栗谷小野線のうち、谷尻バイパス部分の道路改良事業の供用開始に伴い、旧道部分の県道を市が移管を受けるため、路線を設定するものでございます。

具体的には谷尻橋を起点として、谷尻バイパスの北側出口に至る旧道部分を市道として認定をするものでございます。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

続きまして、議案第67号市道路線の廃止及び認定について御説明を申し上げます。

南栄下白石線につきましては、平成28年9月議会にて既存の路線を廃止し、道路線を約30メートル延伸した認定を議決いただきましたが、起点の表記に誤りがあったため、再度議会の議決を求めるものでございます。今後は、このような誤りがないよう気をつけます

ので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第59号、議案第60号及び議案第67号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第62号 平成28年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

日程第17 議案第63号 平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第64号 平成28年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（児玉朋也） 日程第16、議案第62号平成28年度大竹市一般会計補正予算（第4号）から日程第18、議案第64号平成28年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）に至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第62号平成28年度大竹市一般会計補正予算（第4号）から議案第64号平成28年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの各会計補正予算につきまして、その概要を御説明申し上げ、御承認を得たいと思います。

初めに、48ページからの議案第62号平成28年度大竹市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1億3,961万6,000円を追加し、予算総額を151億6,046万6,000円にするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、57ページの歳出から御説明いたします。

各費目に共通する内容といたしまして、先ほど御提案を申し上げました一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案、及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の案によるものと、当初予算成立後の人事異動等に伴う人件費の調整を行っております。

具体的には、議員報酬を226万3,000円の減額、特別職、一般職の給料、職員手当及び共済費をまとめまして、1,363万4,000円増額としております。人件費につきましては、調整の上、各費目に計上させていただいておりますので、以下ではこの部分についての説明は

省略させていただきます。

第2款総務費につきましては、3,888万円を増額するものでございます。内容といたしましては、ふるさと納税寄附金の増が見込まれるため、返品品の発送などに要する経費及び、地方創生事業基金積立金をそれぞれ750万円、再編交付金を財源として、阿多田地区住民に対する支援を行うためのあたたかあたた基金への積立金を2,117万円計上するものでございます。

また、児童手当や子育て世帯臨時特例給付金などに係る国・県支出金の前年度精算金として、国庫補助金等返還金を826万円計上するものでございます。

第3款民生費につきましては、1億363万5,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に要する経費を9,156万9,000円、再編交付金を財源として、阿多田地区老人集会所の改修に要する経費を500万円計上するものでございます。

第6款農林水産業費につきましては、鳥獣被害防止対策支援事業に要する経費を96万円計上するものでございます。

第9款消防費につきましては、1,870万円を減額するものでございます。内容といたしましては、防火水槽の設置に要する経費を580万円計上するものでございます。

また、再編交付金事業を執行見込みに合わせて2,617万円減額するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次に、55ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第1款市税につきましては、1億4,700万円増額するものでございます。内容といたしましては、個人市民税及び固定資産税の増が見込まれるため、市民税を3,500万円、固定資産税を1億1,200万円計上するものでございます。

第9款地方交付税につきましては、普通交付税の額が確定いたしましたので、4,083万5,000円計上するものでございます。

第13款国庫支出金につきましては、歳出に計上してあります年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業に対する国庫補助金を9,156万9,000円計上しております。

第16款寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の増が見込まれるため、1,500万円計上するものでございます。

第18款繰越金につきましては、前年度決算剰余に係る繰越金として、5,924万円を計上しております。

第20款市債につきましては、2億1,402万8,000円減額するものでございます。内容といたしましては、防火水槽整備事業債を580万円計上し、臨時財政対策債を発行可能額に合わせて、2億1,982万8,000円減額するものでございます。

続きまして、52ページの第2表、繰越明許費の補正は、国の補正予算に係る事業など、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要がありますので、債務負担行為の追加をするものでございます。

次に、第4表、地方債の補正は、このたびの補正予算において、整理しております地方

債について議決をいただくものでございます。

以上が議案第62号平成28年度大竹市一般会計予算（第4号）の概要でございます。

続きまして、75ページからの、議案第63号平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ162万3,000円を追加し、予算総額を44億3,416万9,000円にするものでございます。内容といたしましては、第1款総務費につきましては、一般職の給料、職員手当、職員共済組合等負担金を合わせて、157万円。第4款前期高齢者納付金等につきまして、納付額が確定したため、前期高齢者納付金を5万3,000円計上し、歳入の一般会計繰入金及び前期高齢者交付金で財源調整をいたしておるものでございます。

続きまして、83ページからの議案第64号平成28年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ472万円を追加し、予算総額を27億87万3,000円にするものでございます。内容といたしましては、一般職の給料、職員手当、職員共済組合等負担金を合わせて、472万円計上し、歳入の一般会計繰入金で財源調整をいたしておるものでございます。

以上で、議案第62号から議案第64号までの補正予算の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第65号 平成28年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第66号 平成28年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第19、議案第65号平成28年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）及び日程第20、議案第66号平成28年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長

〔上下水道局長 平田安希雄 登壇〕

○上下水道局長（平田安希雄） 議案第65号平成28年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第66号平成28年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の概要を御説明を申し上げます。

このたびの各会計の補正予算につきましては、弥栄ダムにおけます修繕等に係る追加負担、並びに、公共下水道の取付管工事費増額の補正予算をお願いするものでございます。

初めに、議案第65号平成28年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、収益的支出予算の工業用水道事業費用に310万円を増額し、総額を5億2,713万2,000円とするものでございます。内容といたしましては、弥栄ダムにおいて、国の補正でダムの目視による監視をするための水位計と、貯水池内の護岸設備の修繕等を行うことに伴い、弥栄ダム維持管理等負担金310万円を増額するものでございます。

次に、議案第66号平成28年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、資本的支出予算の資本的支出に840万円を増額し、総額を7億2,490万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、上下水道局が行う取付管工事において、当初見込みより宅地新築などにより申請件数が増加しているため、840万円を増額するものでございます。これにより、資本的収支額が資本的支出額に対し不足する額も840万円増額となるため、不足額の総額を2億6,930万円に改め、その補填財源である当年度分損益勘定留保資金を840万円増額し、総額を1億9,286万1,000円に改めるものでございます。

以上、議案第65号及び議案第66号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 平成28年陳情第3号 晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等を整備することを求める陳情

○議長（児玉朋也） 日程第21、平成28年陳情第3号晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等を整備することを求める陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成28年陳情第3号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月2日から12月13日までの12日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、12月2日から12月13日までの12日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。

12月5日午前10時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員政策研究会を、12月6日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、その終了後、生活環境委員政策研究会を、12月7日午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、小方地域まちづくり対策特別委員会を、その終了後、議会改革調査会を、それぞれ第1委員会室において開催する旨、各委員長及び会長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

12月14日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

15時50分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月1日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 網 谷 芳 孝

大竹市議会議員 藤 井 馨